

官報

昭和六十年六月十九日

○第百二回 参議院會議錄第二十一号

昭和六十年六月十九日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十二号

昭和六十年六月十九日

午前十時開議

- 第一 昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書
- 第二 昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 第三 昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 昭和四十四年度以後における私立学校教育

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 工場抵当法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 日本道路公団法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

以下 議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、科学技術会議議員に米澤滋君を、宇宙開発委員会委員に吉山博吉君を、公正取引委員会委員に海原公輝君、宮代力君を、

公害等調整委員会委員に小熊鐵雄君、三ツ木正次君を、

運輸審議会委員に横田不二夫君を、電波監理審議会委員に戸部信喜君を任命することについて、本院の同意を求めています。

まず、科学技術会議議員、宇宙開発委員会委員、公正取引委員会委員のうち宮代力君、公害等調整委員会委員のうち小熊鐵雄君、運輸審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、公正取引委員会委員のうち海原公輝君、公害等調整委員会委員のうち三ツ木正次君、電波監理審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書

日程第二 昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長佐藤三吾君。

審査報告書

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十五日

決算委員長 佐藤 三吾

参議院議長 木村 睦男殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

(1) 昭和五十七年度は、第二次石油危機に伴う世界経済の停滞が予想以上に長期化したこと及び政府の経済見通しが結果として見込み違いを生じ、六兆円を超える税収不足が発生し、その補てん策として特例公債を増発することとなつた等により「五十九年度特例公債依存体質からの脱却」という目標が実現しなかつたことは、誠に遺憾である。

政府は、可能な限り正確な経済見通しの策定に努めるとともに、行財政の無駄をなくし、「特例公債依存体質脱却」に向け、財政改革を強力に進めていくべきである。

(2) 貸金業規制二法が施行されて一年半を経過したが、いまだに過剰貸付けの事例がみられ、返済能力のない一部の債務者に悲惨な事態が生じており、さらに信販会社など複数のクレジット業者から多重・多額な貸付けが行われ、社会的な問題となつていことは遺憾である。

政府は、貸金業規制二法の厳正な運用を図るとともに、クレジット業者の貸付けを含め過剰貸付けが行われないよう指導することに

より、関係省庁間の緊密な連携の下に多重債

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受
託計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書外二件

七七二

務者の問題の防止に努め、利用者の保護に万全を期すべきである。

(3) 一部の都道府県が、義務教育費国庫負担金の算定に当たつて、小・中学校から事実と相違した過大な児童・生徒数の報告がなされ、これに基づき教職員の標準定数等を算定していたため、国から当該都道府県に対し、国庫負担金が過大に交付されたことは、極めて遺憾である。

政府は、今回の事態が学校教育の場が生じたことを厳正に受けとめ、このような事態の再発防止に努めるとともに、各都道府県及び各市町村に対して指導すべきである。

(4) 農林水産省の水田利用再編対策事業については、発足以来既に相当の期間を経過し、一定の成果は認められるが、事業の効果が十分発現されていない事例について、会計検査院から種々の指摘を受ける事態があつたことは遺憾である。

政府は、これまでの会計検査院の指摘にも対応して五十九年度から発足した第三期対策の実施に当たり、その趣旨の周知徹底を一層図るとともに、適正な補助金の交付に努め、転作の定着化を促進するなど事業効果の向上を期し、補助目的を達成するよう努めるべきである。

(5) 昨年一月の三井石炭鉱業三池鉱業所有明鉱の坑内火災事故に引き続き本年四月の三菱石炭鉱業高島礦業所及び五月の同鉱業南大夕張礦業所の坑内ガス爆発事故など、この一年間に繰り返して発生した事故は、生産重視と保安

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算
歳入決算額
歳出決算額

対策の不備による人災ともいえる惨事であり、昨本院において炭鉱事故再発防止の決議が行われ、また、毎年、国から補助金が交付されていたにもかかわらず、このような事態が繰り返されたことは極めて遺憾である。

政府は、たび重なる事故の重大性にかんがみ、保安対策上の基本的な問題の所在をさらに徹底的に究明するとともに、今後の鉱山保安行政を進めるに当たつては、自主保安体制のより一層の整備拡充に配慮しつつ労働者の安全、衛生、保護などの各施策を充実させるため抜本的な対策を講ずべきである。

(6) 都市再開発法に基づく組合施行の市街地再開発事業は、国から補助金を受けて実施されているが、最近、一部の事業について、その契約方法、補償方法などをめぐつての疑いが指摘されたことは遺憾である。

政府は、今後、市街地再開発事業が適正に行われるよう、関係団体を一層指導すべきである。

(7) 決算審査は、予算に関する政府の施策及び予算執行に関する会計経理の適否を審査するものであり、その審査又は調査のためには政府の積極的な協力を必要とするが、政府の対応には必ずしも十分でなかつた点が見受けられたことは遺憾である。

政府は、本院における審査又は国政調査権の行使に支障が生ずることがないよう最大限の努力をすべきである。

四八、〇〇一、二八〇百万円余
四七、二四五、〇六三百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

国稅収納金整理資金受託計算書

受入 収納済額

支払 支払命令済額

支払 歳入組入額

政府関係機関決算書

収入決算額

支出決算額

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

一、昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算

二、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算

三、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受託計算書

四、昭和五十七年度政府関係機関決算書

右

国会に提出する。

昭和五十八年十二月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

右

審査報告書

昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十五日

参議院議長 木村 睦男殿

決算委員長 佐藤 三吾

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づ

一一一、七三七、三七一百万円余

九七、八七九、六七一百万円余

三一、二四五、九五〇百万円余

一、〇四六、五二五百万円余

三〇、一七四、〇七〇百万円余

二三、四七八、三八七百万円余

二三、二五八、二二七百万円余

き、国会に報告されたもので、昭和五十七年度中の一般会計及び特別会計をあわせた国有財産の増加額は、二兆八千八百七十七万七千七百円余、減少額は、六千五百八十四億八千九百九千八百円余である。

これを前年度末現在額三十五兆六千九百七十七億二千四百四十四万四千四百円余と、本年度末現在額は三十七兆七千六百二十三億二千二百四十四万四千四百円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかつた。

昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十五日

参議院議長 木村 睦男殿

決算委員長 佐藤 三吾

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七條の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十七年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、六百六十三億九千三百四十九万四千七百六十九円、減少額は、四百八十七億九千七百四十九万四千七百六十九円、差引純増加額は、百七十五億九千五百四十九万四千七百六十九円である。

これを前年度末現在額六千六百五十七億七千四百八十九万四千七百六十九円に加算すると、本年度末現在額は六千二百四十一億三百四十九万四千七百六十九円である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかった。

昭和五十九年一月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

国有財産法第三十四條及び第三十七條の規定により、昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

〔佐藤三三君登壇、拍手〕

○佐藤三三君 ただいま議題となりました昭和五十七年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十七年度決算は、昭和五十八年十二月二十六日国会に提出され、同五十九年六月二十七日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同五十九年一月三十一日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会では、この決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的

視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

審査のために委員会を開くこと十七回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革、外交、防衛に関する問題について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

昭和六十年六月十五日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する七項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して目黒理事、公明党・国民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して佐藤委員、民社党・国民連合を代表して井上委員、また二院クラブ・革新共闘を代表して喜屋武委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して後藤理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 昭和五十七年度は、第二次石油危機に伴う世界経済の停滞が予想以上に長期化したこと及び政府の経済見通しが結果として見込み違いを生じ、六兆円を超える税収不足が発生し、その補てん策として特例公債を増発することとなった等により「五十九年度特例公債依存体質からの脱却」という目標が実現しなかったことは、誠に遺憾である。

定に努めるとともに、行財政の無駄をなくし、「特例公債依存体質脱却」に向け、財政改革を強力に進めていくべきである。

(2) 貸金業規制二法が施行されて一年半を経過したが、いまだに過剰貸付けの事例がみられ、返済能力のない一部の債務者に悲惨な事態が生じており、さらに信販会社など複数のクレジット業者から多重・多額な貸付けが行われ、社会的な問題となっていることは遺憾である。

政府は、貸金業規制二法の厳正な運用を図るとともに、クレジット業者の貸付けを含め過剰貸付けが行われないよう指導することにより、関係省庁間の緊密な連携の下に多重債務者の問題の防止に努め、利用者の保護に万全を期すべきである。

(3) 一部の都道府県が、義務教育費国庫負担金の算定に当たって、小・中学校から事実と相違した過大な児童・生徒数の報告がなされ、これに基づき教職員の標準定数等を算定していたため、国から当該都道府県に対し、国庫負担金が過大に交付されたことは、極めて遺憾である。

政府は、今回の事態が学校教育の場で生じたことを厳正に受けとめ、このような事態の再発防止に努めるとともに、各都道府県及び各市町村に対して指導すべきである。

(4) 農林水産省の水田利用再編対策事業については、発足以来既に相当の期間を経過し、一定の成果は認められるが、事業の効果が十分発現されていない事例について、会計検査院から種々の指摘を受ける事態があったことは遺憾である。

政府は、これまでの会計検査院の指摘にも対応して五十九年度から発足した第三期対策の実施に当たり、その趣旨の周知徹底を一層図るとともに、適正な補助金の交付に努め、転作の定着化を促進するなど事業効果の向上

を期し、補助目的を達成するよう努めるべきである。

(5) 昨年一月の三井石炭鉱業三池鉱業所有明鉱の坑内火災事故に引き続き本年四月の三菱石炭鉱業高島礦業所及び五月の同鉱業南大夕張礦業所の坑内ガス爆発事故など、この一年間に繰り返して発生した事故は、生産重視と保安対策の不備による人災ともいえる惨事であり、昨年本院において炭鉱事故再発防止の決議が行われ、また、毎年、国から補助金が交付されていたにもかかわらず、このような事態が繰り返されたことは極めて遺憾である。

政府は、たび重なる事故の重大性にかんがみ、保安対策上の基本的な問題の所在をさらに徹底的に究明するとともに、今後の鉱山保安行政を進めるに当たっては、自主保安体制のより一層の整備拡充に配慮しつつ労働者の安全、衛生、保護などの各施策を充実させるため抜本的な対策を講ずべきである。

(6) 都市再開発法に基づく組合施行の市街地再開発事業は、国から補助金を受けて実施されているが、最近、一部の事業について、その契約方法、補償方法などをめぐっての疑いが指摘されたことは遺憾である。

政府は、今後、市街地再開発事業が適正に行われるよう、関係団体を一層指導すべきである。

(7) 決算審査は、予算に関する政府の施策及び予算執行に関する会計経理の適否を審査するものであり、その審査又は調査のためには政府の積極的な協力が必要とするが、政府の対応には必ずしも十分でなかった点が見受けられたことは遺憾である。

政府は、本院における審査又は国政調査権の行使に支障が生ずることがないよう最大限の努力をすべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決

昭和六十年六月十九日 参議院会議録第二十一号

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国庫税収納金整理資金受

七七三

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 道路交通法の一部を改正する法律案外二件

の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。
初めに、日程第一の昭和五十七年度決算について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。
よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。

次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。
よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。

次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書及び日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。
よって、両件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第四 道路交通法の一部を改正する法律案
日程第五 住民基本台帳法の一部を改正する法律案

法案

日程第六 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金丸三郎君。

審査報告書
道路交通法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十一日
参議院議長 木村 睦男殿
地方行政委員長 金丸 三郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の道路交通の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、座席ベルトの装着及び乗車用ヘルメットの着用に関する規定その他運転者の義務に関する規定を整備するとともに、原動機付自転車の右折方法に関する規定を整備し、あわせて違法駐車車両に関する措置の合理化等を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、左の諸点について善処すべきである。
一、座席ベルトの効果と正しい着用方法の広報活動及び締め易い座席ベルトへの改善指導を行う等着用率向上のための施策の推進に努めるとともに、助手席同乗者の着用義務に対する運転者の責務については弾力的運用を図ること。

二、一般道路における座席ベルトの非着用に対する行政処分点数の付加については、一般道路における着用率が全国的におおむね過半数に達した段階で実施に移すよう配慮すること。
なお、ベルト着用率の推進状況を適宜当委員会に報告すること。

三、座席ベルト着用義務に伴う除外対象については、運転者の利便と安全を考慮し、業務及び日常生活に支障を来さぬよう、その範囲及び取締り対象道路について弾力的な運用を行うよう留意すること。

四、今回の法改正による取締り規定の運用、特に、空ふかしによる騒音禁止及び初心者の自動二輪運転者の二人乗り禁止規定の運用に当たっては、公平性を保ち、いやくも取締りのための取締りに偏することのないよう、現場警察官への教育、指導に周到な配慮をすること。

五、違法駐車車両の移動、保管後の処置については、国民の財産権の侵害にならないよう、所有権者等の調査の徹底及び車両価額の評価、売却等の手続きに当たつて慎重なうえにも慎重を期すること。

六、交通事故とりわけ営業用貨物自動車、営業用乗用自動車の事故抑止のため、過積載、過労運転等に対する施策を強力に推進すること。
七、自動車交通の伸張にかんがみ、道路交通の安全と円滑を図り、快適な交通環境を確保するため、引き続き交通安全施設等整備事業を計画的に推進すること。

八、手数料の決定に際しては、実費を勘案した合理的な手数料額とするともに、安易な引上げは行わないよう配慮すること。

道路交通法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

七七四

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月十七日

参議院議長 木村 睦男殿
衆議院議長 坂田 道太

道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の三」を「第七十一条の五」に、「第二百二十八条・第二百二十九条」を「第二百二十八条・第二百二十九条の二」に改める。

第三十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え、同条の付記中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

五 原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分(一方通行となつていない道路にあつては、道路)に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路(以下この項において「多通行帯道路」という。)において右折するとき(交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならぬ。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

第三十五条第一項中「軽車両」の下に「及び右折につき原動機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車」を加え、同条第二項中「前条

第五項を「前条第六項」に改める。
第四十一条の二第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十一条第六項中「を通知する等すみやかに」を「並びに当該車両を速やかに引き取るべき旨を告知し、その他」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「又は前二項に規定する」を「第五項又は第六項の規定による」に、「負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する」を「負担とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 警察署長は、第五項後段の規定により保管した車両につき、前項後段の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該車両を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該車両の価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、政令で定めるところにより、当該車両を売却し、その売却した代金を保管することができ

8 警察署長は、前項の規定による車両の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該車両を廃棄することができ

9 第七項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

11 警察署長は、前項の規定により運転者等又は所有者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならぬ。この場合において、納付すべき金額は、同項に規定する費用につき実費を勘案して都道府県規則でその額を定めたときは、その定められた額とする。

12 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付

しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

13 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金を納付しないときは、警察署長は、国税滞納処分等の例により、負担金を徴収することができ、この場合における負担金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

14 納付され又は徴収された負担金は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

15 第六項後段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第五項後段の規定により保管した車両（第七項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察署の属する都道府県に帰属する。

16 警察署長は、第七項の規定による車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第八項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県への帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を運輸大臣又は同法第一百五十一条若しくは第二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。

17 第五項後段及び第六項から第十五項までの規定は、第五項後段の規定により保管した車両について積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第六項中「又は使用者」とあるのは「占有者その他当該積載物について権原を有する者」と、第七項中「前項後段」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は前項後段」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、第十項中「第二項、第三項、第五項又は第六項の規定による車両の移動」とあるのは「第五項後段又は第六項の規定による」と、「運転者等又は所有者等」

とあるのは「所有者等」と読み替えるものとする。

第六十二条中（昭和二十六年法律第八十五号）を削る。

第七十一条第五号の三中「次条」を「第七十一条の五」に、「つづいた」を「付けた」に改め、同号を同条第五号の四とし、同条第五号の二の次に次の一号を加え、同条の付記中「第五号の三」を「第五号の四」に改める。

五の三 正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車若しくは原動機付自転車増加させ、又は自動車若しくは原動機付自転車の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させないこと。

第七十一条の二を次のように改める。
（自動車の運転者の遵守事項）
第七十一条の二 自動車の運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルト（以下「座席ベルト」という。）を装着しないで自動車を運転してはならない。

ただし、疾病等のため座席ベルトを装着することが適当でない者が自動車を運転するとき、第三十九条第一項に規定する緊急自動車の運転に従事する者が当該自動車を運転するとき、その他の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車装置（当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされているものに限る。以下この条において同じ。）に乘車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病等のため座席ベルトを装着させることが適当でない者を当該乗車装置に乘車させるとき、その他の政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 自動車の運転者は、他の者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乘車させて自動車を運転するときは、その者に座席ベルトを装着させるように努めなければならない。

第七十一条の三第二項中「かぶつて」を「かぶらないで」、「運転するように努めなければならない」を「運転してはならない」に改め、同条第三項中「この項」を「この条」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条の付記中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

4 第八十四条第三項の自動二輪車免許を受けた者で、当該自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に自動二輪車免許を受けたことがあつた者その他の政令で定めるものを除く。）は、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

第四章第一節中第七十一条の三の次に次の二条を加える。

（初心運転者の受講義務）
第七十一条の四 第八十四条第二項の第一種運転免許を受けた者で、当該第一種運転免許を受けていた期間が一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に第一種運転免許を受けていたことがある者その他の政令で定めるものを除く。）は、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為（政令で定める軽微なものに限る。）をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなる場合において、公安委員会から第八十八条の二第一項第一号に規定する講習を行う旨の通知を受けたときは、当該講習を受けなければならない。

（初心運転者標識の表示義務）
第七十一条の五 第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受け

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 道路交通法の一部を改正する法律案外二件

七七六

ていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達しないもの(当該免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。)は、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

(前則) 第二百一十一條第一項第九号の三、同条第二項

第七十四條の二第八項中「第八八條の二第二項第一号」を「第八八條の二第二項第二号」に改める。
第七十五條の十第二項を削り、同条の付記中「第一項については」を削る。

第八十一條第五項中「負担」とし、その費用の徴収については、行政代執行法第五條及び第六條の規定を準用する」を「負担とする」に改め、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 警察署長は、前項の規定により占有者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額、納付の期限及び場所を定め、これらの者に対し、文書でその納付を命じなければならない。

7 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

8 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金を納付しないときは、警察署長は、国税滞納処分例により、負担金を徴収することができる。この場合における負担金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

9 納付され又は徴収された負担金は、当該警察署の属する都道府県の収入とする。

第八十二條第三項及び第八十三條第三項中「第六項」を「第十項」に改める。
第九十條第七項中「第八八條の二第二項第二号」

を「第八八條の二第二項第三号」に改める。

第九十八條第四項中「第八八條の二第二項第三号」を「第八八條の二第二項第四号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百一条の三中「第八八條の二第二項第四号」を「第八八條の二第二項第五号」に、「つとめなければならない」を「努めなければならない」に改める。

第一百三条第九項中「第八八條の二第二項第二号」を「第八八條の二第二項第三号」に改める。

第一百八條の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「こえない」を「超えない」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第七十一條の四に規定する第一種運転免許を受けた者で、同条に規定する行為が同条の政令で定める基準に該当することとなるものに対する講習

第一百十條の二第三項中「第二十三條」の下に、「第三十四條第五項」を加える。

第一百十二條第四項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前各項」に、「一件について三千円、前項の手数料の額は講習一時間について千円を超えない範囲内で、」を「実費を勘案して」に改める。

第一百十三條第一項中「警察署長が行なう」を削り、「許可について」を「規定による許可又は第七十八條第五項の規定による許可証の再交付を受けようとする者から」に、「千円をこえない範囲内で、」を「実費を勘案して」に改める。

第一百九條第一項第十二号の四中「第一項」を削る。
第二百十條第一項第二号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第九号中「第五号の三」を「第五号の四」に改め、「第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第二百一十一條第一項第五号中、第二項、第三項

若しくは第四項」を「から第五項まで」に改め、同項第九号の三中「第七十一條の二(初心運転者の遵守事項)」を「第七十一條の五(初心運転者標識の表示義務)」に改める。

第九章第三節中第二百二十九條の次に次の一条を加える。

(期間の特例)
第二百二十九條の二 第二百二十八條第一項及び前条第一項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

別表中「第五号の三」を「第五号の四」に改め、「第七十一條の三第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則

1 この法律は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第二百二十八條・第二百二十九條)を「第二百二十八條・第二百二十九條の二」に改める部分に限る。及び第二百二十九條の次に一条を加える改正規定 この法律の公布の日

二 第五十一條、第六十二條、第八十一條、第八十二條第三項及び第八十三條第三項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第七十一條の三の次に二条を加える改正規定(第七十一條の四に係る部分に限る。) 昭和六十一年一月一日

四 第七十一條の三第二項の改正規定 この法律の公布の日から起算して一年を経過した日
五 その他の規定 この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 前項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第五十一條第五項後段の規定により保管されている

車両で当該車両につき同条第六項後段の規定による公示がされているものについては、同号に定める日に、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第五十一條第六項後段の規定による公示があつたものとみなす。

3 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧法第五十一條第五項後段の規定により保管されている車両に積載物があつた場合における当該積載物は、新法第五十一條第十七項において準用する同条第五項後段の規定により保管された積載物とみなす。

4 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

5 この法律の各改正規定の施行前にした反則行為については、新法第二百二十五條及び別表の規定にかかわらず、それぞれなお従前の例による。

審査報告書

住民基本台帳法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十一年六月十三日
地方行政委員長 金丸 三郎
参議院議長 木村 睦男

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、住民基本台帳制度における住民に関する記録の適正な管理を図るため、市町村長等の責務を明確にするとともに、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付の制度を整備する等の所要の改正を行おうとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の諸点について善処すべきである。

一、政令、省令の策定及び法の運用に当たつては、基本的人権の尊重を第一とし、関係団体の意見を十分に尊重するとともに、地方公共団体の窓口業務に混乱と支障を来さぬよう特段の配慮を行うこと。

二、台帳の閲覧、写しの交付及び戸籍の附票の写しの交付については、正当な目的によるものについて支障が生じないようにするほか、不当な目的による請求のチェック、請求者の本人確認を厳密に行う等、厳正な運用を図るとともに、個人情報保護の在り方についてさらに検討を進めること。

三、住民票の写しの交付については、住民票記載事項証明書等の活用を努めるよう地方公共団体に申し渡すこと。

四、磁気テープ等による事務処理の委託に当たつては、実効ある個人情報保護の確保、磁気テープ等の安全確保等について問題が生ずることがないよう、適正な管理の方法等に関する基準の設定等、国民が信頼するに足る保護制度の確立を図ること。

五、本法の運用に当たつては、個人情報の保持、提供、使用によつて基本的人権を侵すことのないよう行政機関、法人及び個人を問わずその徹底を図ること。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月三十一日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律案外二件

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「届出等の簡素化」の下に「を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理」を加え、「行なう」を「行う」に、「増進し、あわせて」を「増進するとともに」に改める。

第三条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「努めなければならない」を「努めるとともに」に、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要措置を講ずるよう努めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 何人も、住民基本台帳の閲覧又は住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書若しくは戸籍の附票の写しの交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

第六条に次の一項を加える。

3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ)をもつて複製することができる。

第七条中「事項を記載する」を「事項について記載(前条第三項の規定により磁気テープをもつて複製する住民票にあつては、記録。以下同じ)をする」に改め、同条第七号及び第八号中「あらたに」を「新たに」に改め、同条に次の一号を加える。

十三 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

第十一条及び第十二条を次のように改める。

(住民基本台帳の閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限り

でない。

3 市町村長は、第一項の請求に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し(第六条第三項の規定により磁気テープをもつて住民票を複製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳又はその一部に記載されている事項を記載した書類。第四十四条において同じ)を閲覧に供することができる。

4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかとなるとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(住民票の写し等の交付)

第十二条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気テープをもつて住民票を複製している市町村にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ)又は住民票に記載した事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは、特別の請求がない限り、第七条第四号、第五号及び第九号から第十三号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。

5 第一項の請求をしようとする者は、郵便により、同項の住民票の写し又は住民票記載事項証

明書の送付を求めることができる。

第十四条に次の一項を加える。

2 住民基本台帳に記載されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

第十五条に次の一項を加える。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることのないよう努めなければならない。

第二十条を次のように改める。

(住民票の写しの交付に関する規定の準用)

第二十条 第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、戸籍の附票の写しの交付について準用する。この場合において、同条第二項中「自治省令」とあるのは、「法務省令・自治省令」と読み替へるものとする。

第三十七条を削り、第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

(住民に関する記録の保護)

第三十六条 市町村長の委託を受けて行う住民基本台帳に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第四十四条第一項中「附記」を「付記」に、「二千円」を「五千円」に改め、同条第二項中「二千円」を「五千円」に改め、同条第三項を削り、同条を第四十五条とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十四条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項若しくは第三項の規定による住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはその一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、又は第二十条の戸籍の附票の写しの交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 道路交通法の一部を改正する法律案外二件

本則に次の一条を加える。
第四十六条 前二条の規定による過料の裁判は、簡易裁判所がする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する過料に關する規定の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十年六月十三日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 陸男殿

要領書

- 一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方公務員共済組合の年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥當な措置と認める。
- 二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年六月六日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 陸男殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第六条の八」を「第六条の九」に、「第十三条の十」を「第十三条の十一」に改める。

第六条の八第五項中「団体組合員をいう。」の下に「次条第四項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(昭和六十年以後における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六条の九 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十九年三月三十一日以前の退職に係る年金(第三項又は第四項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法の給料年額、退職年金条の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合

においては、第六条の三第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額、退職年金条の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法の給料年額とみなされた額に係るものについては、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

二 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に關する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額、退職年金条の給料年額又は共済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条の給料に關する規定につき昭和五十八年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に關する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。))の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に關する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る年金については、当該退職の日(その者について当該改正後の給与条例等の給料に關する規定が適用されていたとみなすならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条の給料年額又は共済法の給料年額)にその額が別表第十三の上欄に掲げ

七七八

る給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法の給料年額に係るものについては、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

2 前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十九年三月三十一日以前の退職に係る年金(次項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、沖縄の退職年金等で昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一項の規定は、団体組合員であつた者に係る新法第九章の二の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち、昭和五十九年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「退職年金条の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは、又は退職時の給料年額(施行法第三十二条の十第一項第五号に規定する退職時の給料年額をいう。以下この項において同じ。))と、同項第一号中「前条第二項」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「退職年金条の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは「又は退職時の給料年額」と、同項第二号中「退職年金条の給料年額又は共済法の給料年額」とあるのは「又は退職時の給料年額」と読み替へるものとする。

5 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用

用を受ける年金の額の改定について準用する。
第十條の八の次に次の一條を加える。

(昭和六十年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十條の九 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金で昭和五十九年三月三十一日以前の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く。第四項において「昭和五十九年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)のうち、昭和六十三年三月三十一日において現に支給されてゐる通算退職年金については、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定給料(次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第十三の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)を十二で除して得た額

ロ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定に基づき昭和五十八年度において

昭和六十一年六月十九日 参議院會議録第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律案外二件

する規定につき昭和五十八年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る通算退職年金については、当該退職の日におけるその額に当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されてゐたときとみなすその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料(十二を乗じて得た額にその額が別表第十三の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)を十二で除して得た額

2 第十條の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十條の九第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十條の六第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の九第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十條の九第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替へるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。
4 昭和五十九年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和六十一年三月三十一日において現に支給されてゐるものにつ

いては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 前各項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和六十三年三月三十一日において現に支給されてゐるものについて準用する。
第十一條中「第六條の八」を「第六條の九」に改める。
第十三條の五第一項中「第十三條の十」を「第十三條の十一」に改める。
第十三條の十の次に次の一條を加える。
(昭和六十年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三條の十一 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和五十八年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で、昭和六十三年三月三十一日において現に支給されてゐるものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五

別表第十三(第六條の九、第十條の九関係)

給 料 年 額	率	金 額
一、二七五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三五	〇円
一、二七五、〇〇〇円以上五、二二六、一三〇円未満のもの	一・〇三一	五、一〇〇円
五、二二六、一三〇円以上のもの	一・〇〇〇	一六六、八〇〇円

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第百十四條第三項及び第百四十四條の十一第四項中「四十五万円」を「四十六万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三条の三第一項第五号中「恩給法等の一部

十八年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職してゐたものならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されてゐた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・九を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第六十一條第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、施行法第四十二條の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金について準用する。
3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
第十七條中「第十條の八」を「第十條の九」に、「第十三條の十」を「第十三條の十一」に改める。
別表第十二の次に次の一表を加える。

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律案外二件

七八〇

を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)」に改める。

第十四条の二中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。

第二十九条の二第二項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。

第四十一条第一項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に改め、同条第二項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に改め、同条第三項中「四万五千六百円」を「五万四千円」に改める。

第百三十二条の十八中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。

第百三十二条の二十六第六項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。

別表第二中「三、六九一、四〇〇円」を「三、八四九、八〇〇円」に、「二、五〇六、四〇〇円」を「二、六一八、八〇〇円」に、「一、七四一、四〇〇円」を「一、八二一、八〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

附則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、公布の日昭和六十年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(次条において改正後の法という)の規定及び第三条の規定による

改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(附則第三条において改正後の施行法という)の規定(第三条の三第一項第五号の規定を除く)は、昭和六十年四月一日から適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百四十四条第三項及び第百四十四条の十一第四項の規定は、昭和六十年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(次項において改正後の施行法という)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第百三十二条の十八、第百三十二条の二十六第六項及び別表第二の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一八、八〇〇円」とあるのは「二、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、

八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(金丸三郎君登壇 拍手)

〇金丸三郎君 たいだいま議題となりました三法律案について御報告いたします。

まず、道路交通法の一部改正案は、原動機付自転車の右折方法について自転車と同様とする旨の特例規定を設けること、違法駐車車両の移動保管等につき、長期保管車両の処分、保管費用の徴収事項として、騒音走行の禁止、座席ベルトの装着及び原動機付自転車の運転におけるヘルメットの着用義務を規定することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、座席ベルト装着義務の適用範囲、交通違反取り締まりのあり方、危険物運搬車両の安全性、ダンブカー規制の改善等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しては、座席ベルト着用率の向上等に関し附帯決議が行われました。

次に、住民基本台帳法の改正案について申し上げます。

項目の制限、請求事由の明記、請求拒否の場合等を規定すること、罰則規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、プライバシーの保護に関連し、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、業務のコンピュータ化及び民間委託等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しては、個人情報保護等に関する附帯決議が行われました。

次に、地方公務員等共済組合の年金の額を改定する法律案について申し上げます。

本法律案は、地方公務員共済組合の年金額につき、恩給法等の改正内容に準じてその引き上げを図る等所要の措置を講ずるほか、給付等の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、年金財政の見直し、財源率、国庫負担及び既給一時金控除等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第七 農業者年金基金

法の一部を改正する法律案

日程第八 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

長北修二君。

審査報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十一日

農林水産委員長 北 修二

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに

昭和六十年六月十九日 参議院会議録第二十一号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

に、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、国民年金制度の改革等に対応して農業者年金の被保険者の資格について所要の規定の整備を行うこととする等を内容とするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、農業者の老後生活の安定と農業経営の近代化、合理化を図る上で本制度の持つ役割の重要性が一層高まっている状況にかんがみ、制度の長期的な安定を確保するとともに、次の事項の実現に努めるべきである。

一、年金財政の健全化を図るに当たっては、農家の経済状況や本年金制度の政策年金としての位置づけ等を考慮し、国庫負担等各種の方策を検討すること。

また、加入促進対策の推進に当たっては、特に当然加入資格を有する者及び若年未加入者の加入促進に努めること。

二、保険料については、国民年金との関係、農業所得の動向等に配慮し、適正に設定すること。

三、特定譲受者以外の者に経営移譲した場合における経営移譲年金額の格差については、農村社会の実情を考慮するとともに、農業者の老後保障に支障を生ずることのないよう配慮すること。

また、農業者老齢年金については、給付水準の改善に努めること。

四、農業経営のもつ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合

合における遺族年金制度の創設、被保険者が六〇歳前に死亡した場合における当該被保険者資格の配偶者への承継措置及び農業に専従する主婦等の年金への加入等について検討すること。

五、後継者が本年金制度に加入する場合及び後継者に対して経営移譲を行う場合における農業従事要件の緩和について検討すること。

六、被用者年金に短期間加入した場合に農業者年金の受給資格期間として通算する措置について、適用範囲の拡大を検討すること。

七、本制度の円滑な運営が図られるよう業務体制の整備充実を努めるとともに、農業委員会、都道府県農業会議の本制度における位置づけを明確にするよう検討すること。

右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月二十三日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び理事」を削り、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第二十二條第一項中「行なう」を「行う」に、「被保険者であつて」を「被保険者(同法第七條第一項

第二号又は第三号に該当する者を除き、かつ、六十歳未満の者に限る。)であつて」に改め、同条第

二項第三号中「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「同号」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その者が農林漁業団体役員期間(農業者年金の被保険者が農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第一條第一項各号に掲げる法律の規定

に基づき設立された法人で政令で定めるものの役員に選任され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法附則第三條第一項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被

保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する者に限る。)におけるその農業者年金の

被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその農林

漁業団体役員期間を合算した期間(前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

第二十三條第一項中「国民年金の被保険者」を「六十歳未満の国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。)」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加

七八一

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

七八二

える。

四 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積以上であるもの(同条第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者に限る。)

第二十三条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「同項」を「同条第二項」に、「第二十三條第一項の規定による申出をした」を「第二十三條第一項又は第二項の規定による申出をした」と、同項第一号中「六十歳」とあるのは「六十五歳」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 六十歳以上六十五歳未満の前項各号に掲げる者であつて、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

一 国民年金の被保険者又は国民年金法第二十六條の規定により六十五歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる者であること。

二 国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項に該当しない者であること。

三 保険料納付済期間(納付された保険料(第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。))と前条第二項第三号及び第四号に掲げる期間とを合算した期間(以下「保険料納付済期間等」という。))が、経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者であること。

第二十四條第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十五條各号列記以外の部分中「第一号」を「第二号から第四号まで及び第六号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 死亡したとき。

第二十五條第五号中「同項」の下に「又は同条第二項」を加え、同号を同条第十号とし、同条第四号中「同項」の下に「又は同条第二項」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、次のイ又はロに該当するときは除く。

イ 国民年金法第九條第一号若しくは第三号又は同法附則第三條第一項第一号若しくは第五條第五項第一号に該当するに至つたことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

ロ 国民年金法第二十六條の規定により六十五歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる六十歳以上の者が、国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

三 国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該当するに至つたとき。

四 六十歳に達する前に経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしている者にあつては、六十歳に達したとき。

五 六十歳に達する前に経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者にあつては、六十五歳に達する前に当該保険料納付済期間等を満たすに至つたとき。

六 六十五歳に達したとき。

第二十六條第一項中「保険料納付済期間(納付された保険料(第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。))に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)」と第二十二條第二項第三号に掲げる期間とを合算した期間(以下「保険料納付

済期間等」という。))を「保険料納付済期間等」に、「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第二十六條の二第二項中「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「六十歳」を「六十五歳」に、「同号」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改める。

第二十七條第一項中「であるもの」の下に「(次条第一項第二号及び第三号に掲げる者を除く。)」を加え、「同条」を「第二十二條」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十八條第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する農業者年金の被保険者は、いつでも、基金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

一 所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が、第二十二條第一項の政令で定める面積に満たない者

二 第二十三條第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(当該申出をした日において、第二十二條第二項各号に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たなかつた者に限る。)

三 六十歳以上の者

第三十一條第一項中「被保険者は」を「被保険者のうち国民年金法第八十七條の二第一項の規定による保険料を納付することができる者は」に、「その」を「農業者年金の」に、「国民年金法第八十七條の二第一項」を「同項」に改める。

第三十四條の次に次の一条を加える。

(年金給付の額の自動的改定措置)

第三十四條の二 年金給付の額については、国民年金法第十六條の二の規定により同法による年金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する措置が講ぜられる場合には、当該措置が講ぜられる月分以後、当該措置に準じて政令で定めるところにより改定する。

第三十五条中「年金給付に係る」を削り、「年金給付の」を「給付の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、給付の額を計算する場合において生ずる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第四十一条第二号中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第四十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号イ中「被保険者である」の下に「六十歳未満の」を加える。

第四十四条中「第一号に掲げる額」の下に「(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額を加算した額)」を加え、「第二号に掲げる額」を「第三号に掲げる額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた同条第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額を加算した額)」に改め、同条第一号中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同条第二号中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同条に次の二号を加える。

三 百六十八円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

四 五十五円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第四十四条に次の一項を加える。

2 前項の加算の要件に該当する経営移譲とは、前二条に規定する経営移譲のうち、当該経営移譲に係る農地等(第四十二条第一項第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等を除く)のすべてが第一号から第三号までに掲げる農地等のいずれかに該当すること及び当該経営移譲に係る農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡し

がある場合におけるその譲渡しが第四号に掲げる譲渡しに該当することとする。

一 第四十二条第一項第二号イに掲げる者(同号イの政令で定める者のうち耕作又は養蚕の事業を行う個人にあつては、当該事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。)又は同号ロに掲げる者(農業者年金の被保険者又は耕作若しくは養蚕の事業に常時従事する政令で定める者に限る。)(以下「特定譲受者」と総称する。)に対し、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した農地等

二 使用収益権を消滅させた小作地等である農地等

三 土地取用法その他の法律によつて取用された農地等又は第四十二条第五項の政令で定める農地等

四 農業生産法人に対して有する持分の全部の特定譲受者に対する譲渡し

第四十六条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による場合のほか、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合において、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の一部の返還を受けて、その返還に係る農地等につき特定譲受者以外の者に対して所有権若しくは使用収益権の移転をし、又は使用収益権の設定をした場合その他の政令で定める要件に該当する者となつたときは、当該受給権者に支給する経営移譲年金の額のうち同条第一項第二号若しくは第四号又は第五十二条第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号に掲げる額に相当する額は、その該当している期間、その支給を停止する。

第四十七条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる者以外の者で、保険料納付済期間等が二十年以上であり、かつ、六十歳に達した日の前日において、農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養蚕の事業を行う者又は第二十三条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当して

いたもの

第四十八条中「八百九十五円」を「五百五十八円」に改める。

第五十一条中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、「含む。」の下に「第二十八条第一項第二号」を加える。

第五十二条第一項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「同条第一号に掲げる額」とを合算した額を「同項第一号に掲げる額」とを合算した額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額を加算した額)」に改め、同項第二号イ中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同項第二号ロ中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同項に次の二号を加える。

一 同条第一号に掲げる額とを合算した額

二 同条第二号に掲げる額とを合算した額

三 同条第三号に掲げる額とを合算した額

四 同条第四号に掲げる額とを合算した額

五 同条第五号に掲げる額とを合算した額

六 同条第六号に掲げる額とを合算した額

七 同条第七号に掲げる額とを合算した額

八 同条第八号に掲げる額とを合算した額

九 同条第九号に掲げる額とを合算した額

十 同条第十号に掲げる額とを合算した額

十一 同条第十一号に掲げる額とを合算した額

条第一項に、「同条第一号に掲げる額」とを合算した額を「同項第一号に掲げる額」とを合算した額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額を加算した額)」に改め、同項第二号イ中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同項第二号ロ中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同項に次の二号を加える。

一 同条第一号に掲げる額とを合算した額

二 同条第二号に掲げる額とを合算した額

三 同条第三号に掲げる額とを合算した額

四 同条第四号に掲げる額とを合算した額

五 同条第五号に掲げる額とを合算した額

六 同条第六号に掲げる額とを合算した額

七 同条第七号に掲げる額とを合算した額

八 同条第八号に掲げる額とを合算した額

九 同条第九号に掲げる額とを合算した額

十 同条第十号に掲げる額とを合算した額

十一 同条第十一号に掲げる額とを合算した額

十二 同条第十二号に掲げる額とを合算した額

十三 同条第十三号に掲げる額とを合算した額

十四 同条第十四号に掲げる額とを合算した額

十五 同条第十五号に掲げる額とを合算した額

十六 同条第十六号に掲げる額とを合算した額

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

ける保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額以上の額である者であるとき。

第五十四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十六条中「掲げる額」の下に「(経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、その額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額を控除した額)」を加える。

第八十二条中「被保険者」の下に「(六十歳未満の者に限る。)」を加える。

第八十三条第一項中「被保険者」の下に「(六十歳未満の者に限る。)」を加え、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第九十七条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第九十七条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、そ

別表(第五十四条、第五十六条関係)

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間

三年以上	四年未満
四年以上	五年未満
五年以上	六年未満
六年以上	七年未満
七年以上	八年未満
八年以上	九年未満
九年以上	一〇年未満
一〇年以上	一年以上

の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第九十九条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第一百条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第一百一条中「二万円」を「十万円」に改める。

附則第十条の二を次のように改める。

(国庫補助等)

第十条の二 国庫は、第六十四条に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、経営移譲年金の給付に要する費用の額(第五十二条の規定によりその額が計算される経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。)の六分の一に相当する額を補助する。

2 前項の規定の適用がある間は、第六十五条第三項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「国庫負担の額及び附則第十条の二第一項の規定による国庫補助の額」とする。

附則第十条の二及び第十條の三を削る。

別表を次のように改める。

金 額

九五、〇〇〇円
一二六、〇〇〇円
一五七、〇〇〇円
二〇五、〇〇〇円
二五二、〇〇〇円
二九八、〇〇〇円
三九六、〇〇〇円
三九三、〇〇〇円

一年以上二年末未満	四四一、〇〇〇円
二年以上三年未満	四八八、〇〇〇円
三年以上四年末未満	五三五、〇〇〇円
四年以上五年末未満	五八二、〇〇〇円
五年以上六年末未満	六二九、〇〇〇円
六年以上七年末未満	六七六、〇〇〇円
七年以上八年末未満	七二四、〇〇〇円
八年以上九年末未満	七七一、〇〇〇円
九年以上一〇年末未満	八一八、〇〇〇円
一〇年以上一一年未満	八六五、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	九一二、〇〇〇円
一二年以上一三年未満	九六〇、〇〇〇円
一三年以上一四年未満	一、〇〇七、〇〇〇円
一四年以上一五年未満	一、〇五四、〇〇〇円
一五年以上一六年未満	一、〇一、〇〇〇円
一六年以上一七年未満	一、四八、〇〇〇円
一七年以上一八年未満	一、九六、〇〇〇円
一八年以上一九年末未満	二、四三、〇〇〇円
一九年以上二〇年末未満	二、九〇、〇〇〇円
二〇年以上二一年未満	三、三七、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	三、八四、〇〇〇円
二二年以上二三年未満	四、三二、〇〇〇円
二三年以上二四年未満	四、七九、〇〇〇円
二四年以上二五年未満	五、二六、〇〇〇円
二五年以上二六年未満	五、七四、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	六、二二、〇〇〇円
二七年以上二八年未満	六、七〇、〇〇〇円
二八年以上二九年未満	七、一八、〇〇〇円
二九年以上三〇年末未満	七、六六、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正規定並びに附則第十五条から第十七条まで及び第二十四条の規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に農業者年金基金(以下「基金」という。)の理事である者の任期については、なお従前の例による。

(厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例)

第三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六條第一項第二号に掲げる事業所又

は事務所（常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。）に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が、当該事業所又は事務所に同項の規定が適用されるに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた場合において、その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなしてこの法律による改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。）第二十五条（第三号を除く。）の規定を適用したとすればその者が農業者年金

の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなつた日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる新法の規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用については、必要な技術的読替えその他必要な事項については、政令で定める。

いう。第七條第二項第一号」と、「なかつた後同号」とあるのは「なかつた後國民年金法等の一部を改正する法律による改正後の國民年金法（以下「新國民年金法」という。）附則第三條第一項第一号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「舊國民年金法第七條第二項第一号又は新國民年金法附則第三條第一項第一号に掲げる者」と、「その農業者年金の被保険者でなかつた日の属する月」とあるのは「昭和六十一年四月」とする。

（保険料納付済期間等に関する経過措置）

第七條 農業者年金基金法の一部を改正する法律

(昭和四十九年法律第六十号。以下「昭和四十九年改正法」という。)附則第七条第三項又は農業青年基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第三条第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

第二十二條第二項（第二十三條第三項において準用する場合を含む。）

第二十三條第二項第三号、第二十五條第四号及び第五号、第二十六條第一項及び第四項（第二十六條の二において適用する場合を含む）、第二十六條の二第一項及び第二項（第二十六條の三を含む）、第四十一条並びに第四十七条第二号

第二十八條第一項第二号

次に掲げる期間を合算した期間

保険料納付済期間等

第三十二条第二項各号に掲げる期間を合算した期間

(短期被用者年金期間に関する経過措置)

第四条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者であつてこの法律による改正前の農業者年金基金法（以下「旧法」という。）第二十二条第二項第三号の短期被用者年金期間を有するものについての新法の適用については、当該期間は、新法第二十二条第二項第三号の短期被用者年金期間とみなす。

一項第一号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)」による改正前の「国民年金法第七條第二項第一号」と、「なくなつた後同法」とあるのは「なくなつた後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法」とする。

〔農林漁業団体役員期間に関する経過措置〕

第六條 施行日前に農業者年金の被保険者であつ

(農林漁業団体役員期間に関する経過措置)

第六条 施行日前に農業者年金の被保険者であつ

第五條 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に國民年金法（昭和三十四年法律第四百十一號）第七條第一項第二號又は同法附則第三條第一項第一號に該當しており、かつ、その後同法第七條第一項第二號又は同法附則第三條第一項第一號に該當しなかつた場合（新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「國民年金法第七條第一項第二號又は同法附則第三條第

た者が、施行日に新法第二十二條第二項第四号の政令で定める法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、その後國民年金法附則第三條第一項第一号に該当しなくなつた場合についての新法第二十二條第二項第四号（新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「國民年金法附則第三條第一項第一号」とあるのは「國民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）による改正前の國民年金法（以下旧國民年金法）」とす。

(資格の喪失の特例に関する経過措置)

第八條 施行日以前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、施行日に國民年金法第七條第一項第二號又は同法附則第三條第一項第一號に該當しており、かつ、その後同法第七條第一項第二號又及第二號は同法附則第三條第一項第一號に該當しなくなつた場合についての新法第二十六條の二及び第二十六條の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

新法第二十六条の二第二項

10

新法第二十六条の二第二項

1000

--	--

同波

新國庫券法

•

昭和六十年六月十九日 参議院会議録第二十二号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

七八五

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

新法第二十六條の二第三項(新法第二十六條の二第三項において準用する場合を含む。)

国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号

旧国民年金法第七條第二項第一号

新法第二十六條の三第一項

国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号

旧国民年金法第七條第二項第一号

新法第二十六條の三第二項

国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号

旧国民年金法第七條第二項第一号

新法第二十六條の三第三項

国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号

旧国民年金法第七條第二項第一号

第九條 年金たる給付の額については、昭和六十一年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、昭和六十一年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。

(経費移譲年金の額の計算の特例)

第十條 附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法第四十四條第一項第一号並びに第五十二條第一項第一号及び第二項第一号中「千六百七十五円」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる額と、新法第四十四條第一項第二号並びに第五十二條第一項第二号及び第二項第二号中「五百五十八円」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる額と、新法第四十四條第一項第三号並びに第五十二條第一項第三号及び第二項第三号中「六百六十八円」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる額と、新法第四十四條第一項第四号並びに第五十二條第一項第四号及び第二項第四号中「五百五十四円」とあるのはそれぞれ同表の第五欄に掲げる額とする。

2 昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十

十年の年平均の物価指数の比率(以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

十年の年平均の物価指数の比率(以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

第十一條 大正十五年四月二日以後に生まれた者のうち施行日の前日において経費移譲年金に係る受給権を有していたものは、前条及び附則別表第一の適用については、同表の第一欄に掲げる者のうち大正十五年四月一日以前に生まれた者に該当するものとみなす。

(既受給権者に係る経費移譲年金の額の特例)

第十二條 施行日の前日において経費移譲年金に係る受給権を有していた者(以下この条において「既受給権者」という。)については、新法第四十四條第一項又は第五十二條第一項若しくは第二項及び前二条の規定により算定した経費移譲年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた経費移譲年金の額(六十五歳に達する日の属する月の翌月が施行日の属する月以後となる既受給権者の六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分の経費移譲年金

にあつては、施行日の前日の属する月が既受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であつたとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有した経費移譲年金の額とする。以下この条において「既受給権者」という。)より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該既受給権者の年金額をもつて、その者に係る経費移譲年金の額とする。

(農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十三條 附則別表第二の上欄に掲げる者については、新法第四十八條中「五百五十八円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者に係る農業者老齢年金の額の特例)

第十四條 施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者については、新法第四十八條及び前条の規定により算定した農業者老齢年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額より少ないときは、これらの規定にかかわらず

ず、当該施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額をもつて、その者に係る農業者老齢年金の額とする。

(保険料の額の特例)

第十五條 昭和六十二年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五條第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和六十三年一月から同年十二月までの月分	八千八百円	昭和六十二年
昭和六十四年一月から同年十二月までの月分	九千六百円	昭和六十三年
昭和六十五年一月から同年十二月までの月分	一万四百円	昭和六十四年
昭和六十六年一月以後の月分	一万一千二百円	昭和六十五年

あることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第

五十六号) 附則第三條第二項の政令で定める要件に該当している者が農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号。以下「昭和五十六年改正法」という。)の施行前に同項の規定により申し出た場合及び昭和五十六年改正法附則第二條第二項の政令で定める要件に該当している者が附則第一條ただし書に規定する日前に同項の規定により申し出た場合を含む。)におけるその申出をした日の属する月からその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料(その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする新法第四十二條又は第四十三條に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。)の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「八千円」とあるのは「五千七百十円」と、同項第二号の表中「八千八百円」とあるのは「六千二百八十円」と、「九千六百円」とあるのは「六千八百五十円」と、「一万四百円」とあるのは「七千四百二十円」と、「一万一千二百円」とあるのは「八千円」とする。

3 第一項第二号の表の昭和六十六年一月以後の月分の項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる保険料の額は、昭和六十七年一月以後においては、その額が新法第六十五條第三項の基準に適合するに至るまでの間、同条第五項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより段階的に引き上げられるものとする。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第十六条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者について新法第五十四條の規定の適用については、同

条第一号中「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とあるのは、」農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十五号)附則第十七條各号に掲げる額を合算した額とする。

(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)

第十七条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六條の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額(経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額(支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。)を控除した額)とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。)についての昭和四十九年改正法により改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数と算して得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての昭和五十六年改正法により改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十六年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数と算して得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄

に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数と算して得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての新法別表の上欄に掲げる額に、昭和六十二年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数と算して得た額に相当する額

(年金給付に関する経過措置)

第十八条 昭和六十一年三月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二條及び第七條第五項の表(備考を含む。)中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改める。

第二十二條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第六項の表中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、「第四十七條第二号ロ」を削り、「第二十六條の二第二項」を「第二十六條の二第三項」に改め、同表備考中「国民年金法」を「国民年金法等の一部を改正する法律

(昭和六十一年法律第六十五号)による改正前の国民年金法に改め、同条第八項中「第二十五條第五号」を「第二十五條第十号」に、「第四十七條第二号ロ」を「第四十七條第二号」に改める。

第二十三條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の次に次の一條を加える。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第二條の二 昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十五号)による改正後の農業者年金基金法第五十四條の規定の適用については、同条第一号中「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)附則第三條各号に掲げる額を合算した額」とする。

附則第三條第一項中「合算した額」の下に「(経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額(支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。)を控除した額)」を加え、同条第二項を削る。

第二十四條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の二を削る。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

昭和十六年六月十九日 参議院會議録第二十二号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

附則別表第一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
大正十五年四月一日以前に生まれた者	三千七百十円	〇円	三百七十一円	〇円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千五百二十五円	百八十五円	三百五十三円	十八円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千二百五十三円	三百六十一円	三百二十五円	三十六円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二千九百九十四円	五百二十八円	二百九十九円	五十三円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千七百四十五円	六百八十六円	二百七十五円	六十八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千五百七円	八百三十六円	二百五十一円	八十三円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二千四百四十四円	八百十五円	二百四十四円	八十二円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	二千三百八十一円	七百九十四円	二百三十九円	七十九円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	二千三百二十一円	七百七十三円	二百三十二円	七十七円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千二百六十二円	七百五十四円	二百二十七円	七十五円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千二百六円	七百三十五円	二百二十一円	七十三円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二千二百五十円	七百十七円	二百十五円	七十二円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二千九十六円	六百九十九円	二百十円	七十円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二千四十四円	六百八十一円	二百五円	六十八円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千九百九十二円	六百六十四円	二百円	六十六円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千九百四十四円	六百四十八円	百九十四円	六十五円

附則別表第二

大正十五年四月一日以前に生まれた者	千八百九十五円	六百三十二円	百九十円	六十三円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	千八百四十八円	六百十六円	百八十五円	六十一円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千八百四円	六百一円	百八十一円	六十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千七百五十九円	五百八十六円	百七十六円	五十九円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

七九〇

とあるのは「及び第一条の十六第六項」と、
「ただし、第一項、第二項又は第七項」とある
のは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、
同条第十四項中「第九項又は第十項」とある
のは「第一条の十六第四項又は第六項」と、
「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項
及び第六項」と読み替えるものとする。

8 第一項から第四項まで又は前二項の規定の
適用を受ける遺族年金については、その額
(その額につき第四項又は第六項の規定の適
用がある場合には、その額からこれらの規定
により加算される額に相当する額を控除した
額。以下この項において同じ。)が次の各号に
掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定め
る額に満たないときは、昭和六十年八月分以
後、その額を当該各号に定める額に改定す
る。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間
が二十年以上である遺族年金 五十六万五
千九百円
二 その額の計算の基礎となつた組合員期間
が二十年未満である遺族年金 四十二万四
千四百円

9 第四項、第六項及び第七項の規定は、前項
の規定の適用を受ける年金の額の改定につ
いて準用する。

第二十条の二十六第一項中「次項において」を
「次項及び次条第一項第一号において」に改め、
同条の次に次の一条を加える。

(昭和六十年年度における新法の規定による年
金の額の改定)

第二十条の二十七 昭和五十九年三月三十一日以前に
前に第二十条第一項の資格喪失事由に該当した
組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前
に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の
請求をした任意継続組合員についての当該資
格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の

規定による退職年金、減額退職年金、障害年
金又は遺族年金については、昭和六十年四月
分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年
金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞ
れ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法
の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与
の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額と
みなして、法、三十九年改正法附則又は四十
一年改正法附則第三十三条の規定を適用して算定
した額に改定する。この場合においては、第
二条の二十二第二項後段の規定を準用する。

一 昭和五十八年三月以前の旧法の規定によ
る年金 当該年金の額を前条第二項の規定
により改定する場合のその改定年金額の算
定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧
法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準
給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の
年額にその年額が別表第十二の上欄に掲げ
る年額のいずれの区分に属するかに応じ同
表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その
年額が百二十七万五千円以上であるとき
は、その属する同表の上欄に掲げる年額の
区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗
じて得た額に加算して得た額(その額が五百
四十万円を超えるときは、五百四十万円))

二 昭和五十八年四月一日以後昭和五十九年
三月三十一日以前に第二十条第一項の資格喪
失事由に該当した組合員若しくは任意継続
組合員又は昭和五十八年四月一日以後昭和
五十九年三月三十一日以前に新法第三十九
条第一項第二号の障害給付の請求をした任
意継続組合員についての当該資格喪失事由
又は障害給付の請求に係る新法の規定によ
る年金 その給付事由が生じた日における
当該年金の額の算定の基礎となつた平均標
準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定

年額又は新法の平均標準給与の年額にその
年額が別表第十二の上欄に掲げる年額のい
ずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に
掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二
十七万五千円以上であるときは、その属す
る同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同
表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に
加算して得た額(その額が五百四十万円を
超えるときは、五百四十万円))

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前
項の規定による年金額の改定の場合について
準用する。この場合において、同条第二項中
「組合員又は任意継続組合員であつた期間」と
あるのは、「三十九年改正法附則第四条第一
号の旧法組合員期間」と読み替えるものとす
る。

3 第一項第二項の規定は、前二項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。
第四条の十一の次に次の一条を加える。
(昭和六十年年度における通算退職年金及び通
算遺族年金の額の改定)

第四条の十二 前条第一項の規定の適用を受け
る通算退職年金については、昭和六十年四月
分以後、その額を、第四条第一項及び第二項
の規定の例により算定した額に改定する。こ
の場合において、同条第一項第一号中「二十
四万円」とあるのは、五十六万二千八百四十
八円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは
「みなして、四十九年改正法第一条の規定に
よる改正後の法第二十一条第一項及び第三項
の規定がそのみなされた退職年金に係る第一
条第一項の資格の喪失の日施行されていた
としたならば当該退職年金の額の算定の基礎
となるべき平均標準給与の月額(その月額
が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定
が当該資格の喪失の日施行されていたとし

たならば当該退職年金の額の算定の基礎とな
るべき平均標準給与の月額より少ないとき
は、当該算定の基礎となるべき平均標準給与
の月額)を求め、その月額を基礎として」と、
「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十
六第一項」と、同条第二項中「割合」とあるの
は「割合(その割合が百分の八十より少ないと
きは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職
年金については、昭和六十年四月分以後、
その額を、第四条第三項及び第四項の規定
に準じて算定した額に改定する。この場合
において、同条第三項第一号中「二十四万円」
とあるのは「五十六万二千八百四十八円」と、
同項第二号中「第二条の七第一項又は第二
条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第
二条の二十七第一項」と、同条第四項中「この場
合において」とあるのは「この場合において、
同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百
分の八十より少ないときは、百分の八十)」と
「新法通算退職年金の改定基礎月額」と
とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月
額」と、同項第二号中「別表第一の二」とある
のは「別表第一の二(昭和五十九年十月一日以
後に第二十条第一項の資格喪失事由に該当した
組合員又は任意継続組合員については、五十
四年改正法第二条の規定による改正前の法別
表第一の二)」と読み替えるものとする。

3 昭和五十五年一月一日以後昭和五十九年三
月三十一日以前に第二十条第一項の資格喪失事
由に該当した組合員又は任意継続組合員につ
いての当該資格喪失事由に係る新法の規定に
よる通算退職年金については、昭和六十年四
月分以後、その額を、第四条第三項の規定に
準じて算定した額に改定する。この場合にお
いて、同項第一号中「二十四万円」とあるのは

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案外一件

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	八〇,〇〇〇円	八二,五〇〇円未満
第二級	八五,〇〇〇円	八二,五〇〇円以上 八七,五〇〇円未満
第三級	九〇,〇〇〇円	八七,五〇〇円以上 九二,五〇〇円未満
第四級	九五,〇〇〇円	九二,五〇〇円以上 九七,五〇〇円未満
第五級	一〇〇,〇〇〇円	九七,五〇〇円以上 一〇二,五〇〇円未満
第六級	一〇五,〇〇〇円	一〇二,五〇〇円以上 一〇七,五〇〇円未満
第七級	一〇〇,〇〇〇円	一〇七,五〇〇円以上 一一二,五〇〇円未満
第八級	一二〇,〇〇〇円	一一二,五〇〇円以上 一二五,〇〇〇円未満
第九級	一三〇,〇〇〇円	一二五,〇〇〇円以上 一三五,〇〇〇円未満

別表第十二(第一条の十六、第二条の二十七関係)

年 額	区 分	率	額
一、二七五、〇〇〇円未満		一・〇三五	
一、二七五、〇〇〇円以上五、二二六、一三〇円未満		一・〇三一	五、一〇〇円
五、二二六、一三〇円以上		一・〇〇〇	一六六、八〇〇円

「五十六万二千八百四十八円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十七第一項」と読み替えるものとする。
4 旧法第三十七條の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七條の三第五項、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七條の三第六項又は五十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七條の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。
5 第一条第二項の規定は、第一項、第二項又

は前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
6 昭和五十九年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和六十年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。
第五条及び第六条中「第二条の二十六」を「第二条の二十七」に改める。
別表第十一の次に次の一表を加える。

第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	第十七級	第十八級	第十九級	第二十級	第二十一級	第二十二級	第二十三級	第二十四級	第二十五級	第二十六級	第二十七級	第二十八級	第二十九級	第三十級	第三十一級	第三十二級	第三十三級	第三十四級	第三十五級	第三十六級	第三十七級	第三十八級	第三十九級	第四十級	第四十一級	第四十二級
一四〇,〇〇〇円	一五〇,〇〇〇円	一六〇,〇〇〇円	一七〇,〇〇〇円	一八〇,〇〇〇円	一九〇,〇〇〇円	二〇〇,〇〇〇円	二一〇,〇〇〇円	二二〇,〇〇〇円	二三〇,〇〇〇円	二四〇,〇〇〇円	二五〇,〇〇〇円	二六〇,〇〇〇円	二七〇,〇〇〇円	二八〇,〇〇〇円	二九〇,〇〇〇円	三〇〇,〇〇〇円	三一〇,〇〇〇円	三二〇,〇〇〇円	三三〇,〇〇〇円	三四〇,〇〇〇円	三五〇,〇〇〇円	三六〇,〇〇〇円	三七〇,〇〇〇円	三八〇,〇〇〇円	三九〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	四一〇,〇〇〇円	四二〇,〇〇〇円	四三〇,〇〇〇円	四四〇,〇〇〇円	四五〇,〇〇〇円	四六〇,〇〇〇円
一三五,〇〇〇円以上	一四五,〇〇〇円以上	一五五,〇〇〇円以上	一六五,〇〇〇円以上	一七五,〇〇〇円以上	一八五,〇〇〇円以上	一九五,〇〇〇円以上	二〇五,〇〇〇円以上	二一五,〇〇〇円以上	二二五,〇〇〇円以上	二三五,〇〇〇円以上	二四五,〇〇〇円以上	二五五,〇〇〇円以上	二六五,〇〇〇円以上	二七五,〇〇〇円以上	二八五,〇〇〇円以上	二九五,〇〇〇円以上	三〇五,〇〇〇円以上	三一五,〇〇〇円以上	三二五,〇〇〇円以上	三三五,〇〇〇円以上	三四五,〇〇〇円以上	三五五,〇〇〇円以上	三六五,〇〇〇円以上	三七五,〇〇〇円以上	三八五,〇〇〇円以上	三九五,〇〇〇円以上	四〇五,〇〇〇円以上	四一五,〇〇〇円以上	四二五,〇〇〇円以上	四三五,〇〇〇円以上	四四五,〇〇〇円以上	四五五,〇〇〇円以上
一四五,〇〇〇円未満	一五五,〇〇〇円未満	一六五,〇〇〇円未満	一七五,〇〇〇円未満	一八五,〇〇〇円未満	一九五,〇〇〇円未満	二〇五,〇〇〇円未満	二一五,〇〇〇円未満	二二五,〇〇〇円未満	二三五,〇〇〇円未満	二四五,〇〇〇円未満	二五五,〇〇〇円未満	二六五,〇〇〇円未満	二七五,〇〇〇円未満	二八五,〇〇〇円未満	二九五,〇〇〇円未満	三〇五,〇〇〇円未満	三一五,〇〇〇円未満	三二五,〇〇〇円未満	三三五,〇〇〇円未満	三四五,〇〇〇円未満	三五五,〇〇〇円未満	三六五,〇〇〇円未満	三七五,〇〇〇円未満	三八五,〇〇〇円未満	三九五,〇〇〇円未満	四〇五,〇〇〇円未満	四一五,〇〇〇円未満	四二五,〇〇〇円未満	四三五,〇〇〇円未満	四四五,〇〇〇円未満	四五五,〇〇〇円未満	

附則第八條第一項、第二項及び第三項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第九 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長眞鍋賢二君。

審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十一日

文教委員長 眞鍋 賢二

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国・公立学校の教職員に係る年金額の改定等に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を改定するとともに、標準給与の月額の上限及び下限の引上げ等を行うものとしてあり、おおむね妥当な措置と認めた。

二、費用

本法律施行に要する経費として、昭和六十年一度一般会計予算に九千三百六十八万二千元が計上されている。

昭和六十年六月十九日 参議院会議録第二十一号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年六月四日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

(昭和六十年年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額

とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「六十分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の二)」とあるのは「六十分の二」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十六第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合にお

いて、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替へるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十五の次に次の一条を加える。

(昭和六十年年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、同条第三項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額とを合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円を限度とする)を平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百四十号又は法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額(同表の下欄に金額が掲げられていないと

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

七九四

きは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の十五の次に次の一条を加える。

(昭和六十年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十六 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十八の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金で同項の規定による改定後の年金額が八十三万五千円に満たないものについては、その額を八十三万五千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金で同項の規定による改定後の年金額が八十三万五千円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を八十三万五千円に改定する。

第四条の十三の次に次の一条を加える。

(昭和六十年度における旧法による退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の十四 第一条の十六の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円

二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 八十三万五千円

ロ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者に障害年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 六十二万六千三百円

ハ 六十五歳以上の者に障害年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金 五十万五千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 四十一万七千五百円

三 遺族年金 五十五万二千二百円

2 第一条の十六の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が受ける同条の規定による改定後の年金額が前項第一号イ又は第二号イからハまでに掲げる年金の区分に応じ当該年金につき定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該年金につき定める額に改定する。

3 第一条の十六の規定の適用を受ける遺族年金については、同条の規定による改定後の年金額が五十六万五千九百円に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その額を五十六万五千九百円に改定する。

第六条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和六十年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいい、その額が四十五万円を超えるときは、四十五万円とする。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金で昭和五十四年十二月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものの額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和六十年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の十二第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六条の十二第二項」と、「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二(昭和五十四年九月三十日以前に新法の退職をした者について、昭和五十四年改正前の新法第二十五条において準用する昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二)」と読み替へるものとする。

3 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第十の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいい、その額が四十五万円を超えるときは、四十五万円とする。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第六条第三項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の十二第一項から第三項まで」と読み替へるものとする。

5 昭和五十九年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和六十年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第八条中「第三条の十五」を「第三条の十六」に改める。

別表第二の十七の次に次の一表を加える。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

別表第二の十七の次に次の一表を加える。

別表第二の十七の次に次の一表を加える。

別表第二の十七の次に次の一表を加える。

別表第二の十七の次に次の一表を加える。

別表第二の十八(第三条の十六関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から一〇一、二〇〇円まで	六二六、三〇〇円
一一五、〇〇〇円	六八五、二〇〇円
一二九、六〇〇円	七七一、二〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八九三、七〇〇円

別表第九の次に次の一表を加える。

別表第十(第一条の十六、第二条の十六、第六条の十二関係)

金額の区分	率	金額
一、二七五、〇〇〇円未満	一・〇三五	
一、二七五、〇〇〇円以上 五、一一六、一三〇円未満	一・〇三一	五、一〇〇円
五、一一六、一三〇円以上	一・〇〇〇	一六六、八〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	七七、〇〇〇円	七八、五〇〇円未滿
第二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未滿

第一級	八〇、〇〇〇円	八二、〇〇〇円未満
-----	---------	-----------

「第四級を」「第三級に」、「第五級を」「第四級に」、「第六級を」「第五級に」、「第七級を」「第六級に」、「第八級を」「第七級に」、「第九級を」「第八級に」、「第十級を」「第九級に」、「第十一級を」「第十級に」、「第十二級を」「第十一級に」、「第十三級を」「第十二級に」、「第十四級を」「第十三級に」、「第十五級を」「第十四級に」、「第十六級を」「第十五級に」、「第十七級を」「第十六級に」、「第十八級を」「第十七級に」、「第十九級を」「第十八級に」、「第二十級を」「第十九級に」、「第二十一級を」「第二十級に」、「第二十二級を」「第二十一級に」、「第二十三級を」「第二十二級に」、「第二十四級を」「第二十三級に」、「第二十五級を」「第二十四級に」、「第二十六級を」「第二十五級に」、「第二十七級を」「第二十六級に」、「第二十八級を」「第二十七級に」、「第二十九級を」「第二十八級に」、「第三十級を」「第二十九級に」、「第三十一級を」「第三十級に」、「第三十二級を」「第三十一級に」、「第三十三級を」「第三十二級に」、「第三十四級を」「第三十三級に」、「第三十五級を」「第三十四級に」、「第三十六級を」「第三十五級に」、「第三十七級を」「第三十六級に」、「第三十八級を」「第三十七級に」、「第三十九級を」「第三十八級に」、「第四十級を」「第三十九級に」、「第四十一級を」「第四十級に」、「第四十二級を」「第四十級に」

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十二号 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

七九五

一級に、	第四十三級	四五〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上	を
------	-------	----------	------------	---

第四十二級	四五〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第四十三級	四六〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「五百四十万円」を「五百五十二万円」に改め、同項第二号中「五・七六二」を「五・九五八」に、「二万三千円」を「二万三千八百円」に改める。

（施行期日）○○等

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 第二條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。第二十二條第一項の規定及び第三條の一下改正後の私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

12⁸ この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

前に組合員の資格を取つて施行日から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の属する組合員の資格を有する者（昭和六十年四月から前月、次項において同じ）までの標準給与に標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が七万七千円である者又は四十五万円である者（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十五万五千円未満であるものを除く。）の同年九月までのもの

標準給与は、当該標準給与の月額的基础となつ

た給与月額を第二條の規定による改正後の私立
学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定
による標準給与の基礎となる給与月額とみなし
て、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和六十年九月までの各月の標準給与とする。

附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第三条の規定による改正後の私立学校教職員

共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十
 六年法律第四百十号。以下この項において「改
 正後の法律第四百十号」という。）附則第八項の
 規定（昭和四十四年度以後における私立学校教
 職員共済組合からの年金の額の改定に関する法
 律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律
 第百四号）附則第十項において準用する場合を
 含む。）は、昭和五十九年四月一日から施行日

三月三十一日
前日までの間に給付事由が生じた長期給付につ
いても、同年昭和六十年四月分以後適用する。この
場合において、改正後の法律第百四十号附則第
八項第一号中「五百五十二万円」とあるのは、「五
百四十万円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）
附則第二項から前項まで
前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

〔眞鍮幣二君登壇、拍手〕

○眞鍮幣二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を昭和六十年四月分から改定するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、年金額引き上げ率等のは非、長期・短期の経理状況と保健・医療事業の充実、国庫補助減額分の補てんの見通し、都道府県助成の充実、その他私学助成、高等教育に関する諸般の問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わる、日本共産党を代表して吉川委員より反対の討論が行われた後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一〇 工場抵当法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長大川清幸君。

審査報告書

工場抵当法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十三日

法務委員長 大川 清幸
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所を工場抵当法における工場とみなすこととするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

工場抵当法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年五月二十八日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

工場抵当法の一部を改正する法律

工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「放送法ニ謂フ放送」を「放送法(昭和二十五年法律第三十二号)ニ謂フ放送又ハ有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号)ニ謂フ有線テレビジョン放送」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大川清幸君登壇、拍手〕

○大川清幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、有線テレビジョン放送の事業の振興に資するため、有線テレビジョン放送の目的に

使用する場所を工場抵当法における工場とみなすこととするものであります。

委員会におきましては、議員提案となつた理由、有線テレビジョン放送事業の現状及び今後の見通し、担保価値とその実効性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わる、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一一 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長大島友治君。

審査報告書

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十三日

内閣委員長 大島 友治
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、検討の上、善処すべきである。

一、国と地方の間の事務配分及びこれに伴う費用分担について、地方公共団体等の意見をも踏まえつつ、積極的に見直すこと。

また、地方への権限の委譲に当たつては、地方自治の本旨にのっとり、地方公共団体の事務・事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないように適切な措置を講ずること。

二、国の機関委任事務について、地方に同化・定着したものは地方公共団体の事務とするなど引き続き見直しを行うこと。

また、機関委任事務に対する地方議会の関与、監査委員による監査の在り方についても検討すること。

一、地方公共団体の事務処理に対する許可、承認等国の関与については、その全体像の把握に努めるとともに、現地性、効率性及び総合性という基本的視座に立つて今後とも不断の見直しを行い、必要最小限にとどめるよう整理合理化を図ること。

二、法令等により地方公共団体に設置を義務付けている行政機関、附属機関及び特別の資格又は職名を有する職については、今後とも不断の見直しを行い、地方公共団体の自主的な行政改革の促進に資するように配慮すること。

右決議する。

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年六月六日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案
地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条—第六条)
- 第二章 文部省関係(第七条—第十条)
- 第三章 厚生省関係(第十一条—第二十八条)
- 第四章 農林水産省関係(第二十九条—第三十八条)
- 第五章 通商産業省関係(第三十九条)
- 第六章 建設省関係(第四十条—第四十一条)

附則

第一章 総理府関係

(公害紛争処理法の一部改正)
第一条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項及び第三項を削り、同条第四項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条第二項とする。

都道府県及び市町村(特別区を含む。)は、公害に関する苦情について、次に掲げる事務を行わせるため、公害苦情相談員を置くことができる。

第四十九条の二中「市町村長」の下に「特別区の区長を含む。」を加える。

(統計法の一部改正)

第二条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

都道府県及び市町村(特別区を含む。)に、統計主事を置くことができる。

第十条第五項中「吏員若しくは」を「吏員又は」に、「技術職員又はこれらに相当する政令で定める職員」を「技術職員」に改め、同項第一号ただし書を削り、同条第三項を削る。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第三十条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(都道府県公害対策審議会の調査審議等)

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、都道府県公害対策審議会が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることが出来るものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、公害対策基本法第二十九条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な都道府県公害対策審議会の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

(国土利用計画法の一部改正)

第四十条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「置く」を「置くことができる」に改める。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第五条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削る。

第十三条第一項中「第十条第一項」を「第十条」に改める。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)

第六条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を削る。

第十二条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め

る。

第二章 文部省関係

(産業教育振興法の一部改正)

第七条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の四」を「第十条」に、

第二章 第一節 第二節

産業教育審議会

地方産業教育審議会(第十条—第十四条)

第二章 地方産業教育審議会(第十一条—第十四条)に改める。

第二章の章名及び第十条を削り、同章第一節中「第四条から第九条まで」を「第七条から第十条まで」に改め、同節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第三条の四を第六条とし、第三条の三を第五

条とし、第三条の二を第四条とする。

第十一条を次のように改める。

(設置)

第十一条 都道府県及び市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

第十二条の前の章名を付する。

第二章 地方産業教育審議会

第十二条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条中「地方審議会」を「地方産業教育審議会(以下「地方審議会」という。))」に改める。

第十三条の見出しを「(委員)」に改め、同条第四項中「費用弁償」を「委員の定数並びに費用弁償」に、「定めなければならない」を「定める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かなければならない。

(社会教育法の一部改正)

第八条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削る。

第四十一条中「前条第一項」を「前条」に、「禁こ」を「禁錮」に改める。

(図書館法の一部改正)

第九条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条 削除

(学校保健法の一部改正)

第十条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「置くものとする」を「置くことができる」に改める。

第三章 厚生省関係

(医療法の一部改正)

第十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ公的医療機関の運営に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、公的医療機関運営審議会を置くことができる。

2 公的医療機関運営審議会の組織及び運営に、関係必要な事項は、条例で定める。

(保健所法の一部改正)

第十二条 保健所法(昭和二十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する第一条の政令で定める市においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該二以上の保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該二以上の保健所について一の運営協

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

議事を置くことができる。

(伝染病予防法の一部改正)

第十三条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ二第二項中「之ニ必要ナル人員ヲ置キ」を削り、同条第二項中「講及政令ノ定ムルトコロニ依リ之ニ必要ナル人員ヲ置クベシ」を「講ズベシ」に改める。

第十八条ノ二第二項中「防疫監吏及防疫技師」を「防疫員」に改め、同条第二項中「防疫監吏ハ事務吏員ヲ以テ、防疫技師ハ技術吏員ヲ以テ之ニ充テ」を「防疫員ハ」に改め、同条第三項中「防疫監吏及防疫技師」を「防疫員」に改める。

第十九条ノ二第二項中「厚生大臣ノ認可ヲ得テ」を削る。

第十九条ノ三、第二十二條ノ二及び第二十五条第二項中「防疫監吏及防疫技師」を「防疫員」に改める。

(性病予防法の一部改正)

第十四条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「厚生大臣の承認を受け」を削る。

(結核予防法の一部改正)

第十五条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項及び第三十四條第三項中「保健所に」を「保健所について」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十八條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県においては、条例で定めるところにより、二以上の保健所について一の結核検査協議会を置くことができる。

第六十七條中「第四十八條第一項及び第二項」を「第四十八條第一項」に改め、「第四十一條第一項及び第四項」の下に「第四十八條第二項」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正)

第十六条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「行なう」を「行ひ」に、「その職員に、これらの」を「食品衛生監視員、薬事監視員その他の厚生省令で定める職員のうちからあらかじめ指定する者に、当該事業を行ひ」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「職員」を「家庭用品衛生監視員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定された者は、家庭用品衛生監視員と称する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

(理容師法の一部改正)

第十七条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 理容師試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。

第三条 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行ひ、

理容師試験を分けて、学科試験及び実地試験とする。

学科試験及び実地試験は、それぞれ、都道府県知事が行ひ、

学科試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定した理容師養成施設において厚生省令で定める期間以上理容師になるのに必要な学科を修めたものでなければ受けることができる。

実地試験は、学科試験に合格した者であつて、前項の理容師養成施設において同項の厚生省令で定める期間以上理容師になるのに必要な実地経験を修めたものでなければ受けることができる。

生省令で定める期間以上理容師になるのに必要な学科を修めた後一年以上の実地経験を修めたものでなければ受けることができる。

前各項に定めるもののほか、理容師試験、理容師養成施設及び実地試験に關して必要な事項は、政令で定める。

第四条中「第二條」を「前條第四項」に改め、同條の次に次の十八條を加える。

第四条の二 都道府県知事は、厚生大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、理容師試験の実地に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行ひ、

都道府県知事は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わなければならないとする。

第四条の三 厚生大臣は、前條第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同條第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて試験事務が公正になるおそれがないこと。

厚生大臣は、前條第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同條第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第四条の四 厚生大臣は、第四条の二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第四条の五 第四条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、その旨を厚生大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に行わせることとした試験事務及び当該試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

指定試験機関は、その名称、主たる事務所

の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第四条の六 指定試験機関の役員及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第四条の九第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

第四条の七 指定試験機関は、試験事務のうち、理容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第四条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四条の九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

厚生大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第四条の十 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

第四条の十一 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備

え、これを保存しなければならない。

第四条の十二 厚生大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ

委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができ

第四条の十三 厚生大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四条の十四 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

厚生大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

厚生大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

厚生大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第四条の十五 厚生大臣は、指定試験機関が第四条の三第二項第一号又は第三号に該當するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

厚生大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該當するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四条の三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四条の六第二項(第四条の七第四項において準用する場合を含む。)、第四条の九第四項又は第四条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第四条の七第一項、第四条の十第一項若しくは第三項、第四条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第四条の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第四条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

厚生大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

昭和十六年六月十九日 参議院會議録第二十一号

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

八〇〇

厚生大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第四條の十六 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

第四條の十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第四條の十四第一項の規定による厚生大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四條の十五第二項の規定により厚生大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において厚生大臣が必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

厚生大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

第四條の十八 理容師試験の各試験を受けようとする者は、都道府県(指定試験機関が当該各試験に係る試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して

政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四條の十九 この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十三條第二項を次のように改める。

第四條の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十四條の二を次のように改める。

第十四條の二 第四條の十五第三項の規定は、都道府県知事が第十條第一項から第三項まで又は前條の規定による処分をしようとする場合に準用する。

第十四條の四を第十四條の七とし、第十四條の三の次に次の三條を加える。

第十四條の四 第四條の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條の五 第四條の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條の六 次の各号の一に該当するとき、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四條の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四條の十三第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定に

よる立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四條の十四第一項の規定による許可を受けずに、試験事務の全部を廃止したとき。

第十七條の三に第一項として次の一項を加える。

指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く)又は不作為については、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

(クリーニング業法の一部改正)
第十八條 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の十八條を加える。

(指定試験機関の指定及び試験事務の委任)
第七條の二 都道府県知事は、厚生大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、クリーニング師の試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

二 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

三 都道府県知事は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)
第七條の三 厚生大臣は、前條第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同條第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適

正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

二 厚生大臣は、前條第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するとき、同條第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第七條の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第七條の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)
第七條の四 厚生大臣は、第七條の二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

二 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

三 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

い。

第七条の五 第七条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という)は、その旨を厚生大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に行わせることとした試験事務及び当該試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員及び解任)

第七条の六 指定試験機関の役員及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第七条の九第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第七条の七 指定試験機関は、試験事務のうち、クリーニング師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務を行ふ場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第七条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第七条の九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第七条の十 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度

の開始前に(第七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第七条の十一 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令等)

第七条の十二 厚生大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ、

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(報告、検査等)

第七条の十三 厚生大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

した試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第七条の十四 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部を休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七条の十五 厚生大臣は、指定試験機関が第七条の三第二項第一号又は第三号に該當するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該當するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

八〇二

美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験を分けて、学科試験及び実地試験とする。

4 第四項第五項中「第一項から第三項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 学科試験及び実地試験は、それぞれ、都道府県知事が行う。

4 学科試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師になるのに必要な学科を修めたものでなければ受けることができない。

5 実地試験は、学科試験に合格した者であつて、前項の美容師養成施設において同項の厚生省令で定める期間以上美容師になるのに必要な学科を修めた後一年以上の実地習練を経たものでなければ受けることができない。

（指定試験機関の指定及び試験事務の委任）

第四條の二 都道府県知事は、厚生大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

（指定の基準）

第四條の三 厚生大臣は、前条第二項の規定に

め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為については、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）による審査請求をすることができ、

第十五条の前の見出しを削り、第十四条の二の次に次の三項を加える。

（罰則）

第十四條の三 第七條の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條の四 第七條の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條の五 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第七條の十三第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第七條の十四第一項の規定による許可を受けないうで、試験事務の全部を廃止したとき。

（美容師法の一部改正）

第十九條 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第四條に規定する」を削る。

第四條第一項及び第二項を次のように改め

機関が第七條の十四第一項の規定による厚生大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第七條の十五第二項の規定により厚生大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において厚生大臣が必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

（受験手数料）

第七條の十八 クリーニング師の試験を受けようとする者は、都道府県（指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（厚生省令への委任）

第七條の十九 この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十條第二項を次のように改める。

2 第七條の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十四條の二の見出しを「（不服申立て）」に改

の停止を命ずることができる。

一 第七條の三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第七條の六第二項（第七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第七條の九第四項又は第七條の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第七條の七第一項、第七條の十第一項若しくは第三項、第七條の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第七條の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第七條の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 厚生大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

4 厚生大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（試験事務の委任の解除）

第七條の十六 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（委任都道府県知事による試験事務の実施）

第七條の十七 委任都道府県知事は、指定試験

よる申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 厚生大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第四條の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第四條の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第四條の四 厚生大臣は、第四條の二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該

指定をした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第四條の五 第四條の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、その旨を厚生大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に行わせることとした試験事務及び当該試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第四條の六 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第四條の九第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべき

ことを命ずることができる。

(試験委員)

第四條の七 指定試験機関は、試験事務のうち、美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第四條の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第四條の九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第四條の十 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第四條の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第四條の十一 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令等)

第四條の十二 厚生大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(報告、検査等)

第四條の十三 厚生大臣は、試験事務の適正な

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

八〇四

実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第四条の十四 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四条の十五 厚生大臣は、指定試験機関が第四条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四条の三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四条の六第二項(第四条の七第四項において準用する場合を含む。)、第四条の九第四項又は第四条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第四条の七第一項、第四条の十第一項若しくは第三項、第四条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第四条の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第四条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 厚生大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

4 厚生大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(試験事務の委任の解除)

第四条の十六 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定試験機

関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による試験事務の実施)

第四条の十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第四条の十四第一項の規定による厚生大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四条の十五第二項の規定により厚生大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において厚生大臣が必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(受験手数料)

第四条の十八 美容師試験の各試験を受けようとする者は、都道府県(指定試験機関が当該各試験に係る試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(厚生省令への委任)

第四条の十九 この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並び

に試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 第四条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十六条を次のように改める。

(準用)

第十六条 第四条の十五第三項の規定は、都道府県知事が第十条第一項から第三項まで又は前条の規定による処分をしようとする場合に準用する。

第十八条の前の見出しを削り、第十七条の次に次の三条を加える。

(罰則)

第十七条の二 第四条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条の三 第四条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条の四 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四条の十三第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第四条の十四第一項の規定による許可を受けないうで、試験事務の全部を廃止したとき。

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

八〇六

社審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

第八条第七項中「都道府県児童福祉審議会の下に(第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)」を加える。

第十二条第二項中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削る。

第三十五条第六項中「市町村その他の者」を「国、都道府県及び市町村以外の者」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、命令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十五条第四項を削り、同条第三項中「市町村その他の者」を「国、都道府県及び市町村以外の者」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

市町村は、あらかじめ命令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

第四十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「児童福祉審議会」の下に「(第八条第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第五十八条の二第二項において同じ。)」を加え、「聞き」を「聴き」に改める。

第五十六条の二第二項中「左の」を「次の」に、「第三十五条第三項の規定により、」を「第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び」に改め、同項第二号中「基づく」を「基づく」に改める。

第五十八条中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十八条の二第二項中「第三十五条第三項」の下に「(の届出をしていないもの又は同条第四項)」を加える。

第四章 農林水産省関係

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第二十九条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項ただし書を削り、同条第七項中「都道府県知事及び」を削る。

(農地法の一部改正)
第三十条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の見出し中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に改め、同条中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に、「開かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十八条第五項中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に、「開かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十条第一項中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に、「左に」を「次に」に改める。

第五十五条第四項中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に改める。

第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に、「開かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十九条第四項中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に改める。

第六十四条中「見込み」を「見込み」に、「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に、「聞いて」を「聴いて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十五条の二第四項及び第八十五条第五項中「都道府県開拓審議会」を「都道府県農業会議」に、「開かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法の一部改正)
第三十一条 開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移

管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
附則第三項から第八項までを削る。

(植物防疫法の一部改正)
第三十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「農林水産大臣の承認を受けなければならない」を「あらかじめ、省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 病害虫防除所は、前項に規定する事務を適切に行うため必要なものとして省令で定める基準に適合したものでなければならない。

(家畜取引法の一部改正)
第三十三条 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「手続」の下に「及び報告」を加え、同条中「聞いた上、農林水産大臣に申請してその承認を受けなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第十九条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、指定をした区域及び市場再編整備計画を農林水産大臣に報告しなければならない。

第二十二條第三項中「承認をしようとする場合に」を「承認について」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)
第三十四条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「地方種畜検査委員」の下に「(地方種畜検査委員を置いていない都道府県にあつては、都道府県知事)」を加える。

第三十三条第一項中「都道府県に地方種畜検査委員を」を削り、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、都道府県に地方種畜検査委員を置くことができる。

(家畜保健衛生所法の一部改正)
第三十五条 家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農林水産大臣の承認を得なければならない」を「あらかじめ、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない」に改める。

第三条に次の一項を加える。
2 家畜保健衛生所は、前項に規定する事務を適切に行うため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならない。

(水産資源保護法の一部改正)
第三十六条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条を次のように改める。
(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員)

第三十二条 農林水産大臣は、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他この法律及びこの法律に基づく命令の履行に関する事務をつかさどらせるため、所部の職員のうちから水産資源保護指導官を命ずるものとする。

2 都道府県知事は、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他この法律及びこの法律に基づく命令の履行に関する事務をつかさどらせるため、所部の職員のうちから水産資源保護指導吏員を命ずることができる。

(漁港法の一部改正)
第三十七条 漁港法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「且つ、関係都道府県知事」を「かつ、関係地方公共団体」に改める。

第十九条第五項及び第二十四条第一項中「国以外の者を」を「水産業協同組合」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(漁港管理者の決定)

第二十五条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。

一 第一種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるもの 当該漁港の所在地の市町村

二 第一種漁港以外の漁港であつてその所在地が一の都道府県に限られるもの 当該漁港の所在地の都道府県

三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、漁港審議会の議を経て定める基準に従ひ、かつ、関係地方公共団体の意見を徴し、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体

2 前項の規定にかかわらず、漁港の所在地の地方公共団体は、漁港審議会の議を経て農林水産省令で定める基準に従ひ、協議して、当該地方公共団体のうち一の地方公共団体を当該漁港の漁港管理者として選定し、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出ることができ、これを變更しようとするときも、同様である。

3 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、同項の規定により選定された漁港管理者を告示する。

第二十六条中「漁港の維持管理をする責に任ずる外」を「適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責に任ずるほか」に改める。

第三十四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 漁港管理者は、漁港管理規程を制定し、又

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

は變更したときは、遅滞なく、これを公示するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

第三十四条第三項を次のように改める。

3 農林水産大臣は、漁港の維持管理の適正を図るために必要があるときは、漁港管理者に対し、漁港管理規程について必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十五条第二号中「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を削る。

(海岸法の一部改正)
第三十八条 海岸法(昭和三十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農林水産大臣に協議して」を削り、「二部を」の下に「農林水産大臣(森林法

第四十条第一項の規定により委任された都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事に協議して、」を加える。

第四条第二項中「又は同項に規定する地方港湾で政令で定めるものを」を削る。

第五条第二項中「主務大臣の承認を得て」を削る。

第五章 通商産業省関係
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第三十九条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百一条の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、定款の軽微な變更として通商産業省令で定めるものの認可については、この限りでない。

第六章 建設省関係
(都市計画法の一部改正)
第四十条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五年ごと」の下に「都市

計画に関する基礎調査として」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「建設大臣に報告するとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

3 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(道路法の一部改正)
第四十一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「左」を「次に」に改め、第五号を削る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十号の規定 昭和六十年十月一日

二 第十七号から第十九号までの規定並びに附則第四号の規定、附則第五号の規定及び附則第十六号の規定(厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第六条第十号の改正規定を除く) 昭和六十一年四月一日

三 第二十二号及び附則第六号の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

四 第三十七号の規定(漁港法第二十五条の改正規定に限る。附則第十号において同じ。)及び附則第十号の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

五 第三条、第七条及び第十一号の規定、第二十四号の規定(民生委員法第十九号の改正規定を除く。附則第七号において同じ。)、第二十五号の規定(社会福祉事業法第十七号及び第二十一号の改正規定を除く。附則第七号において同じ。)、第二十八号の規定(児童福祉法第三十五号、第五十六号の二、第五十八号及び第五十八号の二の改正規定を除く)並び

に附則第七号、第十二号から第十四号まで及び第十七号の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(伝染病予防法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の伝染病予防法第十八条ノ二第二項の防疫監視又は防疫技師である者は、第十三条の規定による改正後の伝染病予防法第十八条ノ二第二項の防疫員に任命された者とみなす。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第十六号の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第八号第一項の家庭用品衛生監視員である者は、第十六号の規定による改正後の有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第七号第一項の規定により指定された者とみなす。

(理容師法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第十七号の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の理容師法(以下この条において「旧法」という)第二号の規定による理容師試験に合格した者は、第十七号の規定による改正後の理容師法(以下この条において「新法」という)第三号の規定による理容師試験に合格した者とみなす。

2 第十七号の規定の施行の際現に旧法第二条に規定する理容師試験を受けることができる者であつて、政令で定めるものに対しては、政令で定める期間、新法第三条の学科試験を免除する。

3 前項の規定により学科試験を免除された者は、新法第三条第五項の規定にかかわらず、同項の実地試験を受けることができる。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第十九号の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の美容師法(以下この条において「旧

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

八〇八

法」という。第四條の規定による美容師試験に合格した者は、第十九條の規定による改正後の美容師法(以下この条において「新法」という。)第四條の規定による美容師試験に合格した者とみなす。

2 第十九條の規定の施行の際現に旧法第四條に規定する美容師試験を受けることができる者であつて、政令で定めるものに対しては、政令で定める期間、新法第四條の学科試験を免除する。

3 前項の規定により学科試験を免除された者は、新法第四條第五項の規定にかかわらず、同項の実地試験を受けることができる。

第六條 第二十二條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の毒物及び劇物取締法第十八條の毒物劇物監視員であり、かつ、薬事監視員である者は、第二十二條の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第十七條第一項の規定により指定された者とみなす。

(民生委員法及び社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第二十四條の規定及び第二十五條の規定の施行前に民生委員審査会がした通告その他の行為又はこれらの規定の施行の際現に民生委員審査会に対して行つてゐる意見の陳述その他の行為については、これらの規定の施行の日以後においては、地方社会福祉審査会がした通告その他の行為又は地方社会福祉審査会に対して行つた意見の陳述その他の行為とみなす。

(生活保護法等の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第二十六條の規定、第二十七條の規定又は第二十八條の規定(児童福祉法第三十五條、第五十六條の二、第五十八條及び第五十八條の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十條第二項、老人福祉法第十

五條第二項又は児童福祉法第三十五條第三項の規定による認可を受けてゐる市町村又はその申請を行つてゐる市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六條の規定、第二十七條の規定又は第二十八條の規定による改正後の生活保護法第四十條第二項、老人福祉法第三十五條第二項又は児童福祉法第三十五條第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 第二十七條の規定又は第二十八條の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第三十五條第六項の規定による承認の申請を行つてゐる市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七條の規定又は第二十八條の規定による改正後の老人福祉法第三十六條第一項又は児童福祉法第三十五條第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第三十條の規定の施行前にあつた同條の規定による改正前の農地法の規定による都道府県開拓審議会からの答申は、同條の規定による改正後の農地法の規定による都道府県農業会議からの答申とみなす。

(漁港法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第三十七條の規定の施行の際現に同條の規定による改正後の漁港法(以下この条において「新法」という。)第二十五條第一項第一号又は第二号に掲げる漁港の漁港管理者である地方公共団体であつて、それぞれ、同項第一号又は第二号に定める地方公共団体でないものは、同條第三項の規定により告示された漁港管理者とみなす。

2 第三十七條の規定の施行の際現に新法第二十五條第一項第三号に掲げる漁港の漁港管理者である地方公共団体は、同号に定める漁港管理者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律(附則第一条各号に掲げる規

定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第十二條 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の三」を「第五条」に、「基き」を「基づく」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第十三條 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六條中「規定する児童福祉審議会」の下に「(中央児童福祉審議会、都道府県児童福祉審議会(同条第二項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。))及び市町村児童福祉審議会をいう。」を加える。

(母子保健法の一部改正)

第十四條 母子保健法(昭和四十年法律第四十

五條第二項)を「第十五條第三項に改める。(厚生省設置法の一部改正)

第十六條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第十号を次のように改める。

十 削除

第六條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)及び美容師法(昭和三十一年法律第六十三号)の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可その他監督を行うこと。

(地方自治法の一部改正)

第十七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十六号中「及びこれに基く政令」を削り、「主務大臣の指定を受けて」を「漁港及び漁港管理者の指定等について意見を述べ、並びに」に改める。

別表第二第二十五号中「都道府県知事の命を受けて児童福祉施設を設置し、及び」を削り、同号(二十四)中「及びこれに基く政令」を削り、「主務大臣又は都道府県知事の指定を受けて」を「漁港及び漁港管理者の指定等について意見を述べ、並びに」に改める。

別表第三第一号(十四)中「基く」を「基づく」に、「真」を「おそれ」に、「交通しや断」を「交通しや断」に、「漁ろう」を「漁ろう」に、「並びに」を「及び」に、「防疫監視及び防疫技術師」を「防疫員」に改め、同号(四十三)中「設置の認可」の下に「又は届出の受理」を加え、同号(四十四)の二中「措置に関する事務を行ない、養護老人ホーム等の設置又は廃止について認可し」を「措置及び養護老人ホーム等の設置の認可又は届出の受理に関する事務を行ない」に、「及び」を「並びに」に改め、同号(五十)中「行ない」を「行い」に、「指定育成医療機関等」を「指定療育機関を指定し、指定育成

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

職名	資 格	設置する普通 地方公共団体
保健所の所長	保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第五条の二の規定に基づく政令の定めるところによる。	都道府県
栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。	
防疫員	伝染病予防法第十八条ノ二第三項の規定に基づく政令の定めるところによる。	
環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条第二項の定めるところによる。	
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の規定に基づく政令の定めるところによる。	
と畜検査員	と畜場法第十五条第三項の規定に基づく政令の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。	死体解剖保存法 に基づく政令で 定める地を管轄 する都道府県
監察医		

(一) 都道府県

医療機関等に改め、「設置の認可」の下に「又は届出の受理」を加え、「認定し、及び」を「認定し、児童福祉施設の業務を目的とする施設で認可を受けていないもの等の設置者若しくは管理者に対して必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立入調査させる等監督上必要な措置を講じ、」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同号六十九中「公告」の下に、「農業委員会の選挙による委員の定数の特例を承認し」を加え、「農地主事の任免を承認し」を削り、「業務」を「その業務」に改め、同号九十二中「基く」を「基づく」に、「を認可し」を「届出を受理し」に改め、同表第二号(七)中「行ない、」を「行い、並び

に」、「命じ、及び市町村の設置する公民館の事業又は行為の停止を命ずべきことを市町村の教育委員会に対して勧告する」を「命ずる」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(八)中「主務大臣の求めに応じて当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に関して報告を提出し、並びに」を削り、「行なう」を「行う」に改める。
別表第六第一号及び第二号を次のように改める。
一 第七十二条第一項の吏員その他の職員中法律又はこれに基づく政令の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

薬事監視員	薬事法第七十七条第三項の規定に基づく政令の定めるところによる。
麻薬取締員	麻薬取締法第五十四条第三項の規定に基づく政令の定めるところによる。
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八条及び附則第五項の定めるところによる。
身体障害者福祉司	身体障害者福祉法第十条の定めるところによる。
精神薄弱者福祉司	精神薄弱者福祉法第十一条の定めるところによる。
婦人相談員	
児童福祉司	児童福祉法第十一条の定めるところによる。
児童相談所の所長	児童福祉法第十六条の二の定めるところによる。
児童相談所の判定をつかさどる所員	
児童相談所の相談及び調査をつかさどる所員	
教護院の教護	
教護院の教母	児童福祉法第四十九条の規定に基づく政令の定めるところによる。
教護院の医師	
母子相談員	
専門技術員	
改良普及員	農業改良助長法第十四条の三の規定に基づく政令の定めるところによる。
家畜防疫員	家畜伝染病予防法第五十三条第二項の定めるところによる。
林業専門技術員	
林業改良指導員	森林法第八十七条第四項の規定に基づく政令の定めるところによる。
森林害虫防除員	
漁業監督吏員	漁業法第七十四条第二項の規定に基づく政令の定めるところによる。
計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。

都道府県

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

保安管理員	
液化石油ガス検査員	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十五条第二項の規定に基づく政令の定めるところによる。
建築主事	建築基準法第四十六条の定めるところによる。

(一) 市町村	
特別の資格を有しない又は特別の職名を有しない職員の職名	資 格 設置する普通地方公共団体
保健所の所長	保健所法第五条の二の規定に基づく政令の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。
環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条第二項の定めるところによる。
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の規定に基づく政令の定めるところによる。
と畜検査員	と畜場法第十五条第三項の規定に基づく政令の定めるところによる。
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八条及び附則第五項の定めるところによる。
計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。
建築主事	建築基準法第四十六条の定めるところによる。 政令で定める市町村
(二) 都道府県	
教育委員会	教育委員会法第二条の二の規定に基づく政令の定めるところによる。特別の資格を有しない又は特別の職名を有しない職員の職名
資 格	設置する普通地方公共団体

指導主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。
社会教育主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。
養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
(一) 市町村	
特別の資格を有しない又は特別の職名を有しない職員の職名	資 格 設置する普通地方公共団体
教育長	
指導主事	
社会教育主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。
体育指導員	
教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
養護教諭	

別表第七第一号の表都道府県知事の項中	
危険物取扱者試験委員	消防法第十三条の三第一項の規定による危険物取扱者試験の実施に関する事務
都道府県防災会議	災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における都道府県及び関係指定地方機関等相互間の連絡調整等に関する事務

都道府県防災会議	災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における都道府県及び関係指定地方機関等相互間の連絡調整等に関する事務
国土利用計画地方審議会	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第二項及び国土調査法第十五条の規定による都道府県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する都道府県知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに当該都道府県区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用の調査審議に関する事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関する事務

に

を

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案

土地利用審査会		国土利用計画法第三十九条第二項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する勧告の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等に関する事務
都道府県公害対策審議会	公害対策基本法第二十九条第一項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	
都道府県水質審議会	水質汚濁防止法第二十一条第二項及び第三項の規定による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項の調査審議等に関する事務	
都道府県公害対策審議会	公害対策基本法第二十九条第一項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	
公的医療機関運営審議会	医療法第三十六条第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務	
あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復師等地方審議会	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条第三項及び柔道整復師法第三十五条第二項の規定によるあん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験、これら者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務	
あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師試験委員	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第二十条第一項の規定によるあん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師の試験に関する事務	
柔道整復師試験委員	柔道整復師法第十条の規定による柔道整復師の試験に関する事務	
歯科技工士試験審議会	歯科技工法第十二条第二項の規定による歯科技工士試験に関する事務	

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条第三項及び柔道整復師法第三十五条第二項の規定によるあん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験、これら者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第二十条第一項の規定によるあん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師の試験に関する事務
民生委員審査会	民生委員法第五条第二項及び第十一条第二項の規定による都道府県知事の民生委員の推薦及び解職の具申に対する意見の答申に関する事務
地方社会福祉審議会	社会福祉事業法第六条の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
児童福祉審議会	児童福祉法第八条第四項及び第七項の規定による児童及び妊産婦の福祉に関する事項並びに母子福祉法第六条の規定による母子家庭の福祉に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びこれらを製作し、興行する者等に関する勧告に関する事務
地方社会福祉審議会	社会福祉事業法第六条第二項及び第三項並びに第十一条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務
「児童福祉法施行令第十三条第四項」を「児童福祉法第四十九条の規定に基づく政令」に、「指定の取消保険医」を「指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し、保険医」に、	「児童福祉法施行令第十三条第四項」を「児童福祉法第四十九条の規定に基づく政令」に、「指定の取消保険医」を「指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し、保険医」に、
都道府県開拓審議会	開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧開拓者資金金融通法(昭和二十一年法律第七号)第七條第二項の規定による開拓に関する重要事項の調査審議等に関する事務
都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項に關する都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務
電気工事士試験委員	電気工事士法第五条第一項の規定による電気工事士試験の実施に関する事務
都道府県森林審議会	森林法第六十八条第二項及び第三項の規定による森林に関する重要事項に關する都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に對する建議に関する事務
「地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)」を「地代家賃統制令」に、「都道府県建築審査会」を「建築審査会」に、「同法施行」を「同法の施行」に、「及び二級建築士試験」を「並びに二級建築士	「地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)」を「地代家賃統制令」に、「都道府県建築審査会」を「建築審査会」に、「同法施行」を「同法の施行」に、「及び二級建築士試験」を「並びに二級建築士

指定区域
都道府県
知事
公害
被害者
公定
審査
会
公害に
係る健康被害者の救済に
関する特別措置法第三十一条の
規定に定める指定区域に係る
大気汚染又は水質汚濁の
影響による疾病にかつて
の者の認定に関する事務
調査審議に関する事務

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第
八十四号）第二十七条第三項の規定による石油コンビ
ナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災
害が発生した場合に於いて関係機関等が石油コンビ
ナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策
及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務

公害健康被害補償法第四十四条の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての都道府県知事に対する意見の陳述に関する事務

[illegible]

地方産業教育審議会	教科用図書選定審議会
産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県の教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十一条第二項の規定による都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助及び同法第十三条第二項の規定による都道府県立の義務教育諸学校の教科用図書の採択についての都道府県の陳述に關する事務

義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に関する法律第十一条
第一項及び第十三条第二項の規定による都道府県教育委員会
の行う指導、助言又は援助及び都道府県立の義務教育諸学校の
教科用圖書の採択についての都道府県教育委員会に対する意見
の陳述に関する事務

民生委員法第五條第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第三条第一項の規定による指定地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定に関する事項の調査審議に関する事務

第一項の規定による心身障害者
に関する施策の推進について必
要な関係行政機関相互間の連絡
調整に関する事務

保健所法第六條第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務

規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請の審議に関する事務

国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務

市町村長	市町村防災 会議	民生委員推 薦会	国民健康保 険運営協議 会	土地利用審 査会	地方社会福 祉審議会	地方心身障 害者対策協 議会	公害健康被 害認定審査 会	保健所運営 協議会	結核診査協 議会	指定都市の市長	公害健康被害補償法第 二条第一項又は第二項 に規定する第一種地域 又は第二種地域をその 区域を含む政令で定め る市の市長	保健所を設置する市の 市長
災害対策基本法第十六条第一項及び第五項の規定による市町村地域防災計画の作成及びその実施の推進その他の防災に関する事務	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の推薦に関する事務	国民健康保険法第十一条第一項の規定による国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務	国土利用計画法第三十九条第二項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての市長に対する意見の陳述に関する事務	社会福祉事業法第六條第二項及び第三項並びに第十條第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	心身障害者対策基本法第三十條第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整に関する事務	公害健康被害補償法第四十四條の規定による指定疾病に係る認定及び補償給付の支給についての市長に対する意見の陳述に関する事務	保健所法第六條第一項又は第二項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務	結核予防法第四十八條第一項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請に関する必要な事項の審議に関する事務				

改める。

〔大島友治君登壇、拍手〕

○大島友治君 たいいま議題となりました地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、昨年十二月十八日に行われた臨時行政改革推進審議会の答申に基づいて、国及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため提出され

たものであります。

その内容は、第一に、地方公共団体に対する国の関与の整理合理化でありまして、地方公共団体が事務を行うに当たって、法律によって義務づけられている許可、認可等が関与しているもののうち、二十六事項について廃止または緩和等を図ること。第二に、地方公共団体に対する必置規制の整理合理化でありまして、地方公共団体が事務を行うに当たって、法律によって設置を義務づけている特別の資格または職名を有する職員及び附属

に

機関のうち、二十四事項について廃止または統合等を図ることのほか、臨時行政調査会の答申事項で未措置のもののうち、地方公共団体に係る許可等六事項についても整理合理化を行い、十省庁四十一法律にわたる改正を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求め質疑を行うなど慎重な審議が行われました。

質疑の主な内容は、国と地方公共団体のあり方の基本、地方行政推進の基本姿勢と今後のスケジュール、本法律案の内容と行革審答申との関連、国の関与の全体像把握の必要性、許可等の今後の整理合理化方針、規制緩和と民間活力の増進、行革における行政監察の重要性のほか、国土庁、文部省、厚生省、農林水産省及び建設省等に関する整理合理化内容等広範多岐にわたっており、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る国と地方の間の事務配分及び費用分担の見直し等四項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 日本道路公団法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長本岡昭次君。

審査報告書

日本道路公団法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十八日

建設委員長 本岡 昭次
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本道路公団等の資金の適切な運用を図るため、余裕金の運用の範囲を拡大するとともに、日本道路公団の資金調達の効率化を図るため、道路債券に係る代わり債券の発行に関する規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

日本道路公団法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十年六月十四日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

日本道路公団法等の一部を改正する法律
(日本道路公団法の一部改正)

第一条 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

日本道路公団法等の一部を改正する法律案 児童手当法の一部を改正する法律案外二件

八四

第二十六条第一項に次のただし書を加える。
ただし、公団が、道路債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより道路債券を発行し、当該道路債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合における道路債券の発行については、建設大臣の認可を受けることを要しない。

第三十一条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。
第三十九条第一項第四号中「第一号」を「第一号及び第二号」に改める。

(首都高速道路公団法の一部改正)

第二条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。
第五十条第四号中「第一号」を「第一号及び第二号」に改める。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第三条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。
第四十八条第四号中「第一号」を「第一号及び第二号」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第四条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。
第四十八条第五号及び第四十九条第五号中「第一号」を「第一号又は第二号」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第五条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第五十八条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。
第六十五条第一項第三号及び同条第二項第三

号中「第一号」を「第一号又は第二号」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(本岡昭次君登壇、拍手)

○本岡昭次君 ただいま議題となりました日本道路公団法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び住宅・都市整備公団の業務上の余裕金の運用先として、建設大臣の指定する金融機関を追加するとともに、日本道路公団が、道路債券を失った者に交付するため、新たに債務を負担することとなる代わり債券を発行する場合、建設大臣の認可を受けることを要しないこととしようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取し、別に質疑もなく、続いて討論に入り、日本共産党を代表して山中郁子君より、本法律案に反対である旨の発言があり、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第一三 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一四 優生保護法の一部を改正する法律案

日程第一五 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長遠藤政夫君。

審査報告書

児童手当法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年六月十八日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育している者に児童手当を支給することとするともに、これに伴う暫定措置等を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に伴い、昭和六十年年度ベースで、児童手当給付費総額において六十九億円の支出増が、国庫負担において四十八億円の支出減が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項につき、速やかに検討し、実現に努めるべきである。

一、今後における児童手当制度の役割の重要性に

かんがみ、社会保障制度整備の一環として、児童養育費が家計に及ぼす影響、出生数の動向等を勘案し、長期的展望に立つて、将来における児童手当制度の位置づけ及び国民の費用負担の在り方について、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。

二、速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、手当額、所得制限、国民の費用負担方式等について抜本的に再検討し、制度の充実に努めること。

三、新制度の実施に当たっては、新受給者が漏れなく手当の支給を受けられるよう、周知・徹底を図ること。

児童手当法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年六月十四日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

(小字及び一は衆議院修正)

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 この法律において「義務教育就学前の児童」とは、満六歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童をいう。

やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないもの(満十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童に限る)を含むものとする。

第四条第一項第一号中「義務教育就学前の児童」を「義務教育就学前の児童」に、「三人」を「二人」に

改める。

第六条第一項を次のように改める。

児童手当は、月を単位として支給するものとすし、その額は、一月につき、次に掲げる額とする。

一 支給要件児童のすべてが義務教育就学前の児童である場合は、五千円に当該義務教育就学前の児童の数より一を減じた数乗じて得た額から、二千五百円を控除して得た額

二 支給要件児童のうち義務教育就学前の児童でない児童が一人いる場合は、五千円に当該義務教育就学前の児童の数乗じて得た額から、二千五百円を控除して得た額

三 第一号又は前号に該当しない場合は、五千円に、支給要件児童のうち義務教育就学前の児童の数乗じて得た額

第九条第一項中「第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増加する」を「児童手当の額が増額することとなる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が減じた」を「児童手当の額が減額することとなるに至つた」に、「減じた日」を「事由が生じた日」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十一条中「五万円」を「三十万円」に改める。

附則第四条から第六条までを次のように改める。

(制度の検討)
第四条 この法律による児童手当制度については、費用の負担の在り方を含め、その全般に關して更に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(支給要件に係る特例)

第五条 昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの月分の児童手当に係る第五條第一項の政令で定める額は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下「法律

昭和六十一年六月十九日 参議院會議録第二十一号

第 号」という。)附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同

法第一條の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「旧国民年金法」という。)に基づく老齢福祉年金の受給権者の昭和六十一年から昭和六十四年までの各年の所得を理由とする法律第 号附則第三十二條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九條の二第五項において準用する同法第六十六條第一項の規定による支給の停止に係る限度額を勘案して定めるものとする。

(特例給付)
第六条 昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの間においては、第十八條第一項に規定する被用者又は第十七條第一項に規定する公務員であつて、第四條に規定する要件に該当するもの(第五條第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る)に対し、第二十条第一項に規定する一般事業主又は第十八條第三項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 第五條から第十七條まで、第十八條第一項及び第三項、第十九條から第二十九條まで、第三十条並びに第三十一條の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八條第一項中「その十分の七に相当する額を第二十條第一項に規定する拠出金をもつてあて、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは、附則第六條第二項において準用する第二十條第一項に規定する拠出金をもつて充てると、第十九條第一項中「第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第六條第二項において準用する第八條

第一項の規定により行つた附則第六條第一項の給付に要する費用」と、第二十條第一項中「児童手当の支給に要する費用」とあるのは「附則第六條第一項の給付に要する費用及び当該給付の事務の処理に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは「昭和六十一年度から昭和六十六年度までの各年度、次に掲げる者」と、第二十一條第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額」とあるのは「附則第六條第一項の給付に要する費用の予想総額及び当該給付の事務の処理に要する費用の見込額の合算額」と読み替へるほか、その他の規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、厚生保険特別會計法、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)その他の政令で定める法律の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令(一般職の職員の給与に關する法律の適用に係る事項については、人事院規則)で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年六月一日から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの改正規定並びに附則第四条(第三項を除く)及び第五條(附則第四条第三項の規定を準用する部分を除く)の規定は、公布の日から施行する。

(支給要件等に関する暫定措置)
第二条 昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法(以下「新法」という。)第四條第一項第一号中「義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童」とあるのは「昭和五十九年六月二日以後に

に生まれた児童を含む二人以上の児童又は義務教育終了前の児童(十五歳に達した日の属する

学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。以下同じ)を含む三人以上の児童」と、新法第六條第一項第一号及び第二号中「義務教育就学前の児童」とあるのは「昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童」と、同項第三号中「義務教育就学前の児童の数」とあるのは「義務教育終了前の児童の数(当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該義務教育終了前の児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする)」とする。

2 昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間においては、新法第四條第一項第一号中「義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童」とあるのは「昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む二人以上の児童又は昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む二人以上の児童又は昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童を含む三人以上の児童」と、新法第六條第一項第一号及び第二号中「義務教育就学前の児童」とあるのは「昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童」と、同項第三号中「義務教育就学前の児童の数」とあるのは「昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童の数(当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該支給要件児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする)」とする。

3 昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法(以下「新法」という。)第四條第一項第一号中「義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童」とあるのは「昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む二人以上の児童又は昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む三人以上の児童」と、新法第六條第一項第一号及び第二号中「義務教育就学前の児童」とあるのは「昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童」と、同項第三号中「義務教育就学前の児童の数」とあるのは「義務教育終了前の児童の数(当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該義務教育終了前の児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする)」とする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令(一般職の職員の給与に關する法律の適用に係る事項については、人事院規則)で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年六月一日から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの改正規定並びに附則第四条(第三項を除く)及び第五條(附則第四条第三項の規定を準用する部分を除く)の規定は、公布の日から施行する。

(支給要件等に関する暫定措置)
第二条 昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法(以下「新法」という。)第四條第一項第一号中「義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童」とあるのは「昭和五十九年六月二日以後に

に生まれた児童を含む二人以上の児童又は義務教育終了前の児童(十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。以下同じ)を含む三人以上の児童」と、新法第六條第一項第一号及び第二号中「義務教育就学前の児童」とあるのは「昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童」と、同項第三号中「義務教育就学前の児童の数」とあるのは「義務教育終了前の児童の数(当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該義務教育終了前の児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする)」とする。

第三条 昭和六十一年五月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号

児童手当法の一部を改正する法律案外二件

(認定の請求等に関する経過措置)

第四條 昭和六十一年六月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前において、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当について新法第七條第一項(新法第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が、昭和六十一年六月一日において、児童手当の支給要件に該当してゐるときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八條第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 昭和六十一年六月一日において現に児童手当の支給要件に該当してゐる者(同年五月三十一日において改正前の児童手当法(以下「旧法」という。))第四條に規定する要件に該当してゐた者を除く。が、同年六月三十日までの間に新法第七條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八條第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

第五條 前條の規定は、新法附則第六條第一項の給付について準用する。この場合において、前條第一項及び第三項中「新法第七條第一項」とあるのは、「新法附則第六條第二項において準用する新法第七條第一項」と、同條第一項中「新法第十七條第一項」とあるのは、「新法附則第六條第二項において準用する新法第八條第二項」と読み替へるものとす。

第六條 昭和六十一年五月三十一日において次條の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号。以下この条に

おいて「旧行革関連特例法」という。))第十一條第一項の給付の支給要件に該当し、かつ、同條第二項において準用する旧法第七條第一項(旧行革関連特例法第十一條第二項において準用する旧法第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。))の認定を受けていた者が、同年六月一日において新法附則第六條第一項の給付の支給要件に該当するときは、同日において同條第二項において準用する新法第七條第一項(新法附則第六條第二項において準用する新法第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。))の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する当該給付の支給は、新法附則第六條第二項において準用する新法第八條第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

(行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

第七條 行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 児童手当の支給要件に係る特例等(第十條―第十二條)」を「第四章 削除」に改める。

第四章 削除

第十條から第十二條まで 削除

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。(行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

行革関連特例法」という。))第十一條第一項の給付については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する給付の事務の処理に必要な費用については、旧行革関連特例法第十一條第二項において準用する旧法第十九條第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

厚生保護法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年六月十八日

社会労働委員長 遠藤 政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができず期間を、昭和六十五年七月三十一日まで延長するものであり、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

厚生保護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する

昭和六十一年六月十四日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

厚生保護法の一部を改正する法律

厚生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第三十九條第一項中「昭和六十一年七月三十一日」を「昭和六十五年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年六月十八日

社会労働委員長 遠藤 政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、食生活の改善指導の充実が必要とされる成人病等の慢性疾患が増加している現状にかんがみ、管理栄養士の登録はすべて管理栄養士国家試験によるものとし、栄養士試験を廃止するとともに、栄養改善上特別の給食管理が必要な集団給食施設につき、管理栄養士を置かなければならないこととする等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年六月十四日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律

(栄養士法の一部改正)

第一条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 栄養士にならうとする者は、厚生大臣の指定した栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

養成施設に入所することができる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第六十六号)第五十六条に規定する者とする。

第五条の二を次のように改める。

第五条の二 栄養士であつて管理栄養士国家試験に合格したものは、厚生省に備える管理栄養士名簿に登録を受けて、管理栄養士になることができる。

第五条の三「管理栄養士試験」を「管理栄養士国家試験」に、「行なり」を「行ふ」に改め、同条に次の一項を加える。

修業年限が四年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものに於いて管理栄養士として必要な知識及び技能を修得した者については、厚生省令で定めるところにより、管理栄養士国家試験の一部を免除することができる。

第五条の四「管理栄養士試験」を「管理栄養士国家試験」に改め、同条第二号中「(次号に該当する養成施設を除く。)」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「第五条の二第二号に該当する養成施設を除く。」を削り、同条を同条第三号とする。

第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六 管理栄養士国家試験に關して不正

の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて管理栄養士国家試験を受けることを許さないことができる。

第六条の二「栄養士試験及び管理栄養士試験」を「管理栄養士国家試験」に、「栄養士管理栄養士試験委員」を「管理栄養士国家試験委員」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第七条中「養成施設及び試験」を「及び養成施設」に、「登録、養成施設」を「登録」に、「栄養士管理栄養士試験委員」を「管理栄養士国家試験委員」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 第六条の三の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八条中「左の」を「次の」に、「これを五百円」を「十万円」に改める。

第十二条第一項中「同条第一項第一号」を「同条第一項」に改める。

(栄養改善法の一部改正)

第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八号の二に次の二項を加える。

3 前項の集団給食施設であつて、栄養改善法上特別の給食管理が必要なものとして都道府県知事が指定するものの設置者は、当該施設に管理栄養士を置かなければならない。

4 前項の指定の基準は、厚生大臣が定める。

附則

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(旧法の規定による栄養士の免許を受けた者)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第二条第一項第二号に規定する者であつて栄養士の免許を受けているものは、この法律による改正後の栄養士法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定による栄養士の免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による栄養士免許証)

第三条 旧法第二条第一項第二号に規定する者に對し、旧法第四条の規定によつて交付された栄養士免許証は、新法第四条の規定によつて交付された栄養士免許証とみなす。

(旧法の規定による管理栄養士名簿への登録)

第四条 旧法第五条の二に規定する者について、同条の規定によつてされた管理栄養士名簿への登録は、新法第五条の二の規定によつてされた管理栄養士名簿への登録とみなす。

(栄養士の免許の特例)

第五条 旧法の規定による栄養士試験(次項の規定により従前の例により行われる栄養士試験を含む。)に合格した者は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、栄養士の免許を受けることができる。

2 栄養士試験は、昭和六十七年三月三十一日までは、なお従前の例により行う。

3 旧法第二条第三項又は第十二条第二項の規定に該当する者は、前項の栄養士試験を受けることができる。

4 第二項の栄養士試験に關する事務は、新法第六条の二に規定する管理栄養士国家試験委員がつかさどるものとする。

(管理栄養士の登録の特例)

第六条 この法律の施行の日前に旧法第五条の三に規定する管理栄養士試験に合格した者及び旧法第五条の二第二号の指定を受けた栄養士の養成施設を卒業した者並びにこの法律の施行の際現に同号の指定を受けた栄養士の養成施設において管理栄養士として必要な知識及び技能を修得中の者であつてこの法律の施行後に当該養成施設を卒業したものは、新法第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

2 栄養士法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号。以下「昭和三十一年改正法」という。)附則第四項に規定する者は、新法第五条の二の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

(管理栄養士国家試験の受験資格等の特例)

第七条 昭和三十一年改正法附則第二項又は第三項に規定する者(新法第五条の四の規定により管理栄養士国家試験を受けることができる者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、管理栄養士国家試験を受けることができる。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条の四第三号の指定を受けている栄養士の養成施設を卒業した者は、新法第五条の四の規定にかかわらず、当分の間、管理栄養士国家試験を受けることができる。

3 昭和三十一年改正法附則第二項又は第三項に規定する者が新法第五条の四又は第一項の規定により管理栄養士国家試験を受ける場合においては、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、厚生省令で定めるところにより、管理栄養士国家試験の一部を免除することができる。

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 児童手当法の一部を改正する法律案外二件

〔栄養士の養成施設の指定に係る経過措置〕

第八条 この法律の施行の際現に旧法第五条の二第二号の指定を受けている栄養士の養成施設については、新法第五条の三第二項の指定を受けたものとみなす。

〔旧法による処分及び手続〕

第九条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

〔罰則に関する経過措置〕

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔厚生省設置法の一部改正〕

第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「栄養士試験及び管理栄養士試験」を「及び管理栄養士国家試験」に改める。

〔遠藤政夫君登壇 拍手〕

○遠藤政夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案は、支給対象児童の範囲、支給期間に係る改正等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育する父母等に児童手当を支給するものとすること、手当月額を第二子については二千五百円、第三子以降の児童については五千円とすること、一定期間、所得制限によつて手当を受給できない被用者等について特例給付を行うものとする、制度全般の検討に関する規定を設けること等であります。

委員会におきましては、児童手当制度の位置づけ、支給対象範囲・支給期間、所得制限のあり方、財源、児童健全育成政策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて

御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党より原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案に賛成、修正案に反対、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わし、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができるよう期間を、五年間延長するものであります。

次に、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案の主な内容は、管理栄養士の登録はすべて管理栄養士国家試験によるものとし、栄養士試験を廃止するとともに、栄養改善上特別の給食管理が必要な集団給食施設につき、管理栄養士を置かなければならないこととする等の措置を講ずるものであります。

以上二案は、質疑もなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認められます。よつて、本案は可決されました。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案及び栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認められます。

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

中野 鉄造君 服部 信吾君
刈田 貞子君 坂山 映子君
大川 清幸君 桑名 義治君
馬場 富君 鶴岡 洋君
小西 博行君 伊藤 郁男君
太田 淳夫君 矢原 秀男君
藤原 房雄君 中村 鋭一君
沖 外夫君 中野 明君
三木 忠雄君 原田 立君
飯田 忠雄君 柳澤 鍊造君
山田 勇君 宮澤 弘君
杉山 令華君 堀出 啓典君
田代富士男君 黒柳 明君
和田 教美君 栗林 卓司君
柄谷 道一君 福岡日出磨君
高桑 栄松君 峯山 昭範君
田淵 哲也君 中西 珠子君
二宮 文造君 鳩山威一郎君
白木義一郎君 鈴木 一弘君
伏見 康治君 高木健太郎君
関 嘉彦君 藤井 恒男君
服部 安司君

田中 正巳君 中山 千夏君
木本平八郎君 青木 茂君
下村 泰君 山田耕三郎君
秦 豊君 喜屋武眞榮君
青島 幸男君 石井 道子君
石井 一二君 岡野 裕君
大浜 方策君 工藤万砂美君
海江田鶴造君 松浦 功君
小島 静馬君 仲川 幸男君
福田 宏一君 関口 恵造君
高木 正明君 森下 泰君
高平 公友君 佐々木 満君
沢田 一精君 長谷川 信君
後藤 正夫君 堀内 俊夫君
成相 善十君 夏目 忠雄君
井上 吉夫君 斎藤栄三郎君
坂野 重信君 岡田 広君
山東 昭子君 中村 太郎君
上條 勝久君 徳永 正利君
遠藤 要君 源田 実君
熊谷太三郎君 蔵内 修治君
加藤 武徳君 古賀雷四郎君
植木 光教君 大城 眞順君
中山 太郎君 川原新次郎君
江島 淳君 内藤 健君
田沢 智治君 吉村 真事君
藤田 栄君 吉川 博君
吉川 芳男君 前島英三郎君
矢野俊比古君 佐藤栄佐久君
倉田 寛之君 曾根田都夫君
志村 哲良君 名尾 良孝君
竹山 裕君 岡部 三郎君
藤井 孝男君 岩本 政光君
大木 浩君 岩崎 純三君
井上 孝君 伊江 朝雄君
下条進一郎君 金丸 三郎君
大河原太一郎君 北 修二君
遠藤 政夫君
亀長 友義君

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 議長の報告事項

斎藤 十朗君	山本 富雄君
亀井 久興君	大鷹 淑子君
大島 友治君	林 道君
平井 卓志君	藤田 正明君
山内 一郎君	土屋 義彦君
西村 尚治君	初村 清一郎君
松垣 徳太郎君	長田 裕二君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君
増田 盛君	森山 眞弓君
村上 正邦君	野末 陳平君
柳川 覺治君	宮島 澁君
水谷 力君	添田 増太郎君
田 英夫君	出口 廣光君
林 健太郎君	藤野 賢二君
星 長治君	松岡 満寿男君
大坪 健一郎君	前田 勲男君
岩上 二郎君	谷川 寛三君
井上 裕君	田代 由紀男君
森田 重郎君	穂山 篤君
林 寛子君	藤井 裕久君
降矢 敬義君	堀江 正夫君
増岡 康治君	真鍋 賢二君
最上 進君	志苦 裕君
中西 一郎君	原 文兵衛君
志村 愛子君	梶木 又三君
小林 国司君	寺田 熊雄君
浜本 万三君	嶋崎 均君
河本 嘉久蔵君	安田 隆明君
山崎 竜男君	上田 稔君
野田 哲君	小山 一平君
梶原 敬義君	稲村 稔夫君
菅野 久光君	吉川 春子君
下田 京子君	糸久 八重子君
久保田 眞苗君	上野 雄文君
本岡 昭次君	佐藤 昭夫君
近藤 忠孝君	鈴木 和美君
山田 謙君	佐藤 三吾君
松前 達郎君	安武 洋子君

内閣 功君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	安恒 良一君
大木 正吾君	丸谷 金保君
久保 亘君	山中 郁子君
橋本 敦君	対馬 孝且君
粕谷 照美君	片山 基市君
目黒 今朝次郎君	赤桐 操君
立木 洋君	神谷 信之助君
福岡 知之君	安永 英雄君
和田 静夫君	松本 英一君
竹田 四郎君	小笠原 貞子君
市川 正一君	小野 明君
大森 昭君	矢田部 理君
中村 哲君	八百板 正君
瀬谷 英行君	小柳 勇君
秋山 長造君	上田 耕一郎君
内閣総理大臣	中曾根 康弘君
法務大臣	嶋崎 均君
大蔵大臣	竹下 登君
文部大臣	松永 光君
厚生大臣	増岡 博之君
農林水産大臣	佐藤 守良君
建設大臣	木部 佳昭君
自治大臣	古屋 亨君
自衛大臣	後藤 田正晴君
内閣官房副長官	山崎 拓君
科学技術事務次官	内藤 健君
運輸事務次官	小里 貞利君
郵政事務次官	畑 英次郎君

内閣委員	補欠	野田 哲君
地方行政委員	補欠	上田 稔君
法務委員	補欠	小山 一平君
外務委員	補欠	中西 一郎君
大蔵委員	補欠	後藤 正夫君
社会労働委員	補欠	倉田 寛之君
運輸委員	補欠	佐藤 栄佐久君
議院運営委員	補欠	藤田 栄君
辞任	補欠	目黒 今朝次郎君
辞任	補欠	水谷 力君
辞任	補欠	斎藤 十朗君

組合関係(閣議第一号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(閣議第二号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(閣議第三号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(閣議第四号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(閣議第五号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(閣議第六号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(閣議第七号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(閣議第八号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(閣議第九号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係)定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(閣議第十号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(閣議第十一号) 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)(閣議第十二号)

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 議長の報告事項

労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く)及び定期作業員」(閣議第二二二号)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係(閣議第一三三号))

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係(閣議第一四号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣議第九号)

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(閣議第一〇号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(閣議第一二号)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

半島振興法案

行政書士法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

同日内閣から、参議院議員小笠原貞子君提出飼料価格と飼料の安定供給に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

半島振興法

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

行政書士法の一部を改正する法律

住居表示に関する法律の一部を改正する法律

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及び

その出張所の設置等に関し承認を求めるの件

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

伏見 康治君 補欠 高桑 栄松君

商工委員

高桑 栄松君 補欠 伏見 康治君

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

野田 哲君 補欠 丸谷 金保君

地方行政委員

丸谷 金保君 補欠 野田 哲君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 氏名 官職名 年月日

経済企画庁調整局長 丸茂 明則君 経済企画庁調査局長 昭六・六・一〇

審議官 及川 昭伍君 経済企画庁調査局長 同

経済企画庁調査局長 大竹 宏繁君 経済企画庁調査局長 同

経済企画庁調査局長 横溝 雅夫君 経済企画庁調査局長 同

通商産業大臣官房会計課長 緒方謙二郎君 通商産業大臣官房会計課長 昭六・六・七

経済企画庁調整局長 宮本 邦男君

経済企画庁国民生活局長 横溝 雅夫君

経済企画庁総合計画局長 及川 昭伍君

経済企画庁調査局長 丸茂 明則君

通商産業大臣官房会計課長 植松 敏君

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁調整局長 昭六・六・一〇

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣委員

小野 明君 補欠 稲村 稔夫君

法務委員

小野 明君 補欠 稲村 稔夫君

外務委員

安井 謙君 補欠 松岡満寿男君

文教委員

小西 博行君 補欠 嘉彦君

農林水産委員

菅野 久光君 補欠 大森 昭君

商工委員

稲村 稔夫君 補欠 小野 明君

通信委員

松岡満寿男君 補欠 安井 謙君

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関

する法律の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小笠原貞子君提出飼料価格と飼料の安定供給に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員小笠原貞子君提出北海道米作をはじめ、当面する米作問題に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和六十年六月十九日 参議院会議録第二十一号

議長 報告事項

内閣委員

辞任 稲村 稔夫君 補欠 小野 明君

丸谷 金保君 野田 哲君

地方行政委員 野田 哲君 補欠 丸谷 金保君

法務委員 野田 哲君 補欠 丸谷 金保君

大蔵委員 岡野 裕君 補欠 徳永 正利君

松岡満寿男君 安井 謙君 佐藤 昭夫君

農林水産委員 岩動 道行君 補欠 志村 哲良君

小野 明君 補欠 稲村 稔夫君

大森 昭君 菅野 久光君

通信委員 安井 謙君 補欠 松岡満寿男君

徳永 正利君 補欠 岡野 裕君

菅野 久光君 大森 昭君

建設委員 佐藤 昭夫君 補欠 宮本 顯治君

志村 哲良君 補欠 岩動 道行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員 片山 甚市君 補欠 浜本 万三君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

日本道路公団法等の一部を改正する法律案（建

設委員長提出（衆第三十二号）

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 野田 哲君 補欠 青木 薪次君

矢田部 理君 久保 亘君

法務委員 矢田部 理君 補欠 久保 亘君

石本 茂君 補欠 出口 廣光君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

文教委員 佐藤 昭夫君 補欠 宮本 顯治君

久保 亘君 補欠 矢田部 理君

通信委員 宮本 顯治君 補欠 佐藤 昭夫君

建設委員 青木 薪次君 補欠 野田 哲君

出口 廣光君 補欠 藤田 正明君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員 浜本 万三君 補欠 片山 甚市君

同日委員長から次の報告書が提出された。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第七十三号）審査報告書

工場抵当法の一部を改正する法律案（衆第七号）審査報告書

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六九号）審査報告書

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案（閣法第五七号）審査報告書

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 青木 薪次君 補欠 野田 哲君

久保 亘君 矢田部 理君

地方行政委員 丸谷 金保君 補欠 大木 正吾君

法務委員 出口 廣光君 補欠 石本 茂君

大蔵委員 倉田 寛之君 補欠 松岡満寿男君

大木 正吾君 丸谷 金保君

文教委員 矢田部 理君 補欠 久保 亘君

松岡満寿男君 倉田 寛之君

建設委員 野田 哲君 補欠 青木 薪次君

予算委員 杉山 令肇君 補欠 原 文兵衛君

林 健太郎君 夏目 忠雄君

宮島 澁君 仲川 幸男君

決算委員 杉元 恒雄君 補欠 吉村 真事君

仲川 幸男君 宮島 澁君

林 健太郎君

夏目 忠雄君

林 健太郎君

原 文兵衛君 杉山 令華君
平井 卓志君 山本 富雄君
藤田 正明君 出口 廣光君
星 長治君 竹山 裕君
安武 洋子君 橋本 敦君
議院運営委員

吉村 真事君 補欠 杉元 恒雄君
橋本 敦君 安武 洋子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
エネルギー対策特別委員

赤桐 操君 補欠 対馬 孝且君
藤原 房雄君 中野 鉄造君
同日衆議院から次の議案が提出された。
日本道路公団法等の一部を改正する法律案(衆第三二号)

優生保護法の一部を改正する法律案(衆第三三三号)
栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(衆第三四号)
国会法の一部を改正する法律案(衆第三五号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第七八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)(衆第三三三号)

栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(社会労働委員提出)(衆第三四号)
国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員提出)(衆第三五号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員田英夫君提出大韓航空機事件の真相究明に関する質問に対する答弁書
参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件についての政府の新たな答弁に関する質問に対する答弁書

参議院議員中村統一君提出高等学校における交通安全教育に関する質問に対する答弁書
参議院議員久保巨君提出公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(八月十一日任期満了の平田胤明の後任)
同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月三十日任期満了による再任)
同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸審議会設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(七月五日任期満了の小林正興の後任)
同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(八月二十三日任期満了による再任)
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

商工委員 倉田 寛之君 補欠 松岡満寿男君
建設委員 岩動 道行君 補欠 志村 哲良君
予算委員 仲川 幸男君 補欠 宮島 渥君
夏目 忠雄君 林 健太郎君
原 文兵衛君 杉山 令華君

杉山 令華君 補欠 原 文兵衛君
竹山 裕君 星 長治君
林 健太郎君 夏目 忠雄君
宮島 渥君 仲川 幸男君
山本 富雄君 平井 卓志君
吉村 真事君 杉元 恒雄君
橋本 敦君 安武 洋子君

同日委員長から次の報告書が提出された。
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額總計算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書審査報告書
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額總計算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書審査報告書
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額總計算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書審査報告書
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額總計算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書審査報告書
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額總計算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書審査報告書
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額總計算書審査報告書
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書審査報告書
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和六十年六月十九日 参議院会議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

特許庁総務部長 安楽 隆二君

中小企業庁長官 木下 博生君

中小企業庁次長 見学 信敬君

中小企業庁計画部長 広海 正光君

中小企業庁小規模企業部長 照山 正夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業大臣官房長児玉幸治君外十四名(同日議長承認)を第百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

大韓航空機事件の真相究明に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年五月十四日

田 英夫

参議院議長 木村 睦男殿

大韓航空機事件の真相究明に関する質問主意書

昭和五十八年九月一日、大韓航空〇〇七便がソ連領空において撃墜された事件について、本院は同年九月十三日、全会一致で政府に対し、「あらゆる方途により、事件の真相究明に努め、大韓航空機が領空侵犯するに至つた原因を含めて可及的速やかに全容を明らかにすること」を求める決議をおこなつたが、政府は今日まで、本院に対し、一片の調査報告をしていない。日本人乗客二十八名の遺族をはじめ、国民各層から、事件の真相究明を要求する声が高まつているので、次の疑問点について質問しておきたい。

- 一 政府は、本院が全会一致で決議した前記真相究明要求決議に対し、いつ、いかなる形で調査報告をおこなう方針であるか、次の諸点を明らかにしたうえで、お答えいただきたい。
- (1) 政府が調査活動を委嘱している航空専門家等の職・氏名。
- (2) 政府が今日までに実施した調査活動の概

要。

(3) 政府機関(自衛隊を含む)が、今日までにおこなつた事故調査報告の概要。

二 防衛庁が公表した「昭和五十八年九月一日大韓航空機を撃墜したソ連機の交信記録」(以下「ソ連機の交信記録」という。)の各通信の時刻は、たゞらめではないのか。

板に、たゞらめではないとすると、なぜ、その内容が、防衛庁が公表した「自衛隊のレーダーデータによる大韓航空機の高高度及び速度等」の内容および運輸省が公表した「東京国際航空通信局とKE〇〇七便との間の交信」の内容と、著しい矛盾を示しているのか、次の諸点を明らかにしたうえで、お答えいただきたい。

(1) 「ソ連機の交信記録」の録音テープに、時刻を客観的に記録する目的で通常は同時収録する標準電波を収録しなかつた理由。

(2) 高度約二万九千フィート(約八三九メートル)で飛行中の大韓航空〇〇七便に、午前三時二一分四〇秒にソ連機が「目標は(高度)二万(m)で飛行している」と約千二百メートルも違つた報告をしている理由。

(3) 午前三時二六分二一秒に「目標は撃墜された」、同三時二六分二七秒に「攻撃から離脱する」とソ連機が地上基地に報告しているにもかかわらず、その後、大韓航空〇〇七便は同三時二七分に「東京、大韓航空〇〇七です」との全く正常な通信をおこない、同三時二七分二五秒まで、最後が「ワン・ツー・ワン・ツー・デルタ」と解析される通信をおこなうことができた理由。

三 「ソ連機の交信記録」のうち午前三時二三分二六秒の通信を「目標はI F Fに射撃しない」と政府は公表しているが、右の通信は「目標は(国際緊急周波数)一一・五メガヘルツによるよびかけに射撃しない」と解釈するべきではないか、次の諸点を明らかにしたうえで、お答えいただきたい。

(1) ザプロース(公的質問)というロシア語に、ザプロースチック(質問する機械)又はシステマズナバーニヤ・スボイ・チュジョイ(敵味方識別装置)の意味があるか。

(2) 要撃したソ連機に敵味方識別装置が搭載されていると解釈した理由。

(3) 敵味方識別装置がカムチャッカ半島における最初のソ連領空侵犯後、午前三時一三分二六秒に至る間、一時間半以上の要撃活動の後、なお大韓航空〇〇七便に射撃使用されたと解釈した理由。

(4) 政府機関(自衛隊を含む)が事件当日午前二時から同三時半に至る間、国際緊急周波数一一・五メガヘルツの通信を受信又は発信した事実の有無およびその内容。なお、一一・五メガヘルツの通信には秘密通信が禁じられているのであるからその全容を明らかにされた。

右質問する。

昭和六十年六月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員田英夫君提出大韓航空機事件の真相究明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田英夫君提出大韓航空機事件の真相究明に関する質問に対する答弁書

一 について

政府は、事件発生後直ちに国連安全保障理事会緊急特別会合の開催を求め、真相究明を訴えるとともに、これまで種々の機会に、ソ連に対して事件の真相究明を求めてきている。

また、政府は、昭和五十八年九月の衆・参両院における決議の趣旨を踏まえ、事件の真相究明については、事件の性質上中立的な国際機関により行われることが適当であり、これに対し

できる限りの協力をするとの立場から、国際民間航空機関(ICAO)の場で、真相究明のためあらゆる努力をしてきている。具体的には、次のとおり対処してきている。

(一) 昭和五十八年九月に開催されたICAO理事会特別会合において、我が国は、事件の真相究明を強く訴え、事件の事実調査をICAO事務局長に指示する決議の採択のため努力した。

(二) この決議に基づき昭和五十八年十月来日したICAO調査団に対し、我が国は、資料提供等積極的に協力し、ICAO事務局長から同年十二月ICAO理事会に対し事件に関する調査報告書が提出された。

(三) 政府は、その後もICAO理事会において、真相究明のための努力が継続されるよう、また、ソ連が事件に関する十分な情報を提供するよう求めてきている。

なお、政府は、右に述べた対処振りについて、随時、国会等の場で説明してきている。

二 について

防衛庁が公表した「昭和五十八年九月一日大韓航空機を撃墜したソ連機の交信記録」にある時刻は、防衛上の必要に即した措置により記録したもので、正確なものと考へている。

防衛庁及び運輸省が明らかにした御指摘の三資料は、それぞれ事件に関し得られた交信内容及びレーダー航跡等の事実を示すものであるが、これら相互の関連については不明である。

三 について

ザプロースは、一般的には公的質問の意味であるが、ソ連軍の用語としては、航空機等の彼我を識別するレーダー・システムの送信装置から発せられる質問信号をいうものと理解している。

このような敵味方の識別を行うための装置は一般にI F Fと呼ばれているので、「目標はI F Fに射撃しない」と訳したものである。

なお、政府機関においては、御指摘の時間に緊急周波数(二二・五メガヘルツ)の通信電波を受信又は発信した事実はない。

大韓航空機撃墜事件についての政府の新たな答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年五月二十一日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

大韓航空機撃墜事件についての政府の新たな答弁に関する質問主意書

去る五月十四日送付された大韓航空機撃墜事件のその後の真相解明に関する質問に対する政府答弁書(内閣参質一〇二第三五号)には、従来の政府の公式見解ないし答弁とは明らかに食い違ふ新たな内容が含まれており、きわめて重要な示唆を与えているが、それらに関連して更に質問する。

一 ICAO(国際民間航空機関)が、昭和五十八年十二月に公表した事務局長報告書(文書番号C-142/73)によれば、自衛隊の機内レーダーの情報として、大韓航空機の高高度(三万二千フィート)及びトランスポンダーのコード番号(2800)が日本政府から提供されたとの記載がある。私の四月二十日付質問主意書では、大韓航空機の事件当日、午前三時三十分から同二十九分に至る間の高度及び速度についての自衛隊レーダーのデータは、機内、網走、根室のいずれのレーダーによるものか、また、各レーダー間のデータには何らの矛盾も認められなかったのかを質問したのに対し、前記政府答弁書は、各レーダー別の記録は不明である旨答弁している。何故、ICAOに対する資料提供と異なる答弁を行ったのか。

二 政府は、自衛隊レーダーによる記録として大韓航空機の高高度、速度等の情報を、ICAOに對しては、いつ、どのような内容で提供したのか。

三 網走及び根室の自衛隊のレーダーが、最初に大韓航空機を捕捉した際の同機の高高度及び速度を示されたか。

四 網走及び根室の自衛隊のレーダーが捕捉した大韓航空機のトランスポンダーのコード番号を示されたか。

五 私に質問した程度の基本的な情報、例えば、事件当日午前三時三十分から同二十九分にいたる間の大韓航空機の高高度、速度等に関するものは存在しないとする理由は何か。

六 大韓航空機が、三万二千フィートから二万九千フィートに下降を開始した概ねの時刻及び二万九千フィートから三万二千フィートに上昇を開始した概ねの時刻の記録が、何故存在しないのか。

七 午前三時三十分から同十五分の間で、最後に「高度約三万二千フィート」の記録が認められた時刻はいつか。

八 午前三時三十分から同二十三分の間で最後に「高度約二万九千フィート」の記録が認められた時刻はいつか。

九 自衛隊のレーダー記録上、大韓航空機が失速した事実が認められた時刻はいつか。また、その時刻における大韓航空機の速度はどうか。

十 政府が、本年二月末に「自午前三時三十分至同十五分」、「自午前三時三十分至同二十三分」、「自午前三時三十分至同二十九分」の各時間帯における高度として、それぞれ「約三万二千フィート」、「約二万九千フィート」、「約三万二千フィート」とする数値を明らかにした理由は何か。

右質問する。

昭和六十年六月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出大韓航空機撃墜事件についての政府の新たな答弁に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出大韓航空機撃墜事件についての政府の新たな答弁に関する質問に對する答弁書

一及び二について

政府は、昭和五十八年十月に來日した国際民間航空機関(ICAO)調査団に對し、自衛隊のレーダー記録に基づく航跡図を資料として提供するとともに高度等についても適宜口頭による補足説明を行った。同調査団に提供した資料には当該レーダー航跡が自衛隊のどのレーダーサイトの記録に基づくものかは記されておらず、また、補足説明においても自衛隊のレーダー記録が機内レーダーサイトの記録のみによるものであるとの説明を行ったことではない。

三から九までについて

自衛隊のレーダー記録上、大韓航空機の高高度及び速度等については、昭和六十年五月十四日内閣参質一〇二第三五号の答弁書の「一、三及び五について」において述べたとおりである。なお、記録の詳細な仕組み等を具体的に説明することは、レーダーの性能を明らかにすることになるので差し控えた。

また、本件に関するレーダー記録については、同答弁書で述べたとおり、各レーダーサイトごとの探知状況は示されていない。

大韓航空機のトランスポンダーの応答波については、自衛隊のレーダー記録上、コード千三百の記録がある。

十について

御指摘の数値は、当時の国会における質疑に

関連して明らかにしたものである。

高等学校における交通安全教育に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年五月二十三日

参議院議長 木村 睦男殿

中村 鋭一

高等学校における交通安全教育に関する質問主意書

わが国の運転免許保有者数は、この数年、毎年二百万人の割合で増え続け、昭和五十九年末には五千六十万人を数えた。免許適齢人口に占める運転免許保有者の割合は五十五％で、わが国は確実に国民皆免許時代に突入したといえる。

また、車両保有台数の点でも、毎年三百万台以上のペースで増え続け、五十九年九月末には六千四百万台の車両が登録されるにいたつてゐる。そして、交通事故もこの数年増加の一途をたどつてゐることは、新聞ほかマスコミ等でも度々取り上げられてゐるとおりで、その対策を抜本的に構築する必要が痛感されるところである。

そうした情勢のもと、昭和五十六年度より交通安全対策基本法にもとづく第三次交通安全基本計画がスタートした。この計画においては、その柱の一つとして、交通安全教育の振興がうたわれ、ことに小・中・高校における交通安全教育の徹底をはかることが強く望まれたのである。

具体的には、当該計画の中で「交通安全教育は生涯教育」との位置づけがなされ、「交通安全教育の二員としての責任を自覚し、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、自他の生命尊重の理念を基本に、各年齢段階に応じ、生涯にわたつて交通安全教育の機会を確保し、交通安全意識の高揚をはかる」とされた。

そして、特に「学校における交通安全教育の徹底」という一項も加えられ、小・中学校とやらで高等学校において行おうべき教育内容として「特別活動のホーム・ルーム、学校行事及び生徒会活動を中心として、良き社会人として必要な交通のマナーを身に付けさせる。更に、生徒や地域の実情に応じて二輪車の安全に関する内容についても適宜取り上げ安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図るための指導を行う」と、かなり具体的な交通安全教育の方向が示されたのである。

このことはつまり、昭和四十六年よりスタートした交通安全基本計画にもとづく関係者の努力によつて減少してきた交通事故をさらに減少させ、安全で豊かな交通社会を実現していくためには、自動車教習所等における運転者教育と同時に、国民の必須の素養として交通安全意識を身に付けさせることが不可欠であると認識されたからにはかならない。

こうした認識のもと、昭和五十六年六月二十二日には各都道府県知事、同教育委員会教育長らに宛てて「交通安全の確保と交通安全教育の徹底について」と題する文部省体育局長通知が発せられた。その中で、前記第三次基本計画の内容をさらに具体化し、幼稚園から高校まで各学校段階における重点的な指導内容が示された。

その中で高等学校においては「自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通法規、交通事故と防止対策」について指導すべきであると示されたと同時に、「高等学校においては、二輪車の使用規制等の管理的な指導を行っている場合においても、上記の内容について、交通安全教育の徹底を図ること」というただし書きも付されたのである。

このことはつまり、高等学校の入学者が、運転免許年齢の十六歳に達する年代であり、交通社会人としての教育として、自転車ばかりでなく、二輪車、自動車等についても正しい知識をもたせることが、現在及び将来を通じて事故防止策の一つ

のポイントであるということが、深く認識されたからにはかならないといえる。

さて、こうした流れのもと、前述のように昭和五十六年に第三次交通安全基本計画がスタートしたのであるが、それから四年を経過した現在まで道路交通事故は増加し続けているのが現状である。

昭和五十九年末においては、対前年比で確かに減少しているものの、その減少はその前半半におけるものであり、後半においてはかえつて事故は増加して決して樂觀できるものではない点が増加しているところである。

そして、さらに言えることは、この数年において新聞紙上等をにぎわすほどの社会問題化しているのが、二輪車による事故の増加という点である。

特に昭和五十二年以降、二輪車乗車中の死者が、数、構成率ともに増加しており、早急に対策を講じることが望まれる。その意味で警察庁において「昭和六十年中における交通安全警察の運営」の柱の一つとして「二輪車対策の推進」を打ち出していることは特筆して、評価すべきことと言えよう。

さて、こうした状況のもと、私としては、かねてより道路交通における事故の増加を憂慮し、その対策について交通安全教育の徹底が重要であるという観点から、議会内においても、政府の姿勢をただしてきたところであるが、本年四月一日に参議院予算委員会において行った、警察庁ならびに文部省当局に対する質疑も、同様な趣旨から発したものであった。

しかし、そこで当局より出された回答は私の意図したところとは異なり、はなはだ不十分なものであつたので、このたび、以下のような項目につき改めて質問するので、お答えいただきたい。

一 現在、高等学校現場で行われているいわゆる「三ない運動(オートバイを買わない、乗らない、免許を取らない)」が見直しの気運にあり、現に大阪府教育委員会では、前記の運動の限界

から、高校教師を対象とした二輪車実技講習会を開催し、生徒に対する指導につなげていくべく施策を講じているところである。

本年四月一日の予算委員会において私はこの点を指摘し、こうした動きに対して、文部省当局としては、これを全国に広げていく意思があるかどうか問いただしたのである。

それに対し、古村体育局長は、「現在、教育用の指導資料も作成するなど努力している」旨の答弁であつた。

現在私の知る限りでは、高等学校における交通安全指導資料としては「高等学校交通安全指導の手引」(昭和五十九年五月二十日刊日本交通安全教育普及協会発行、文部省体育局長監修)があるが、これをはじめとする指導資料が現在、高等学校現場においてどの程度活用され、効果をあげているのか、具体的にお答えいただきたい。

二 昭和五十六年六月二十二日付文部省体育局長通知により、高等学校における交通安全教育の方向が示されたことは前述したが、その後、これまで高等学校の現場において、交通安全教育がどのように実現されてきたか、文部省当局としては調査したことがあるかどうか。

もし、あるとすれば、その内容と、その調査結果に対する文部省当局の評価をお答えいただきたい。

もし、特に調査したことがないとすれば、高等学校現場で交通安全教育がどのように行われているか、文部省としては具体的に把握しているのかどうか。把握しているとしたら、その具体的な内容とそれに対する評価をお答えいただきたい。

三 現在、かなりの高等学校において、生徒の免許取得ならびに二輪車、自動車への乗車を禁止する校則をつくり、その違反者には、退学、停学、自宅謹慎等の処分、指導を行つていいると聞くが、その実態を文部省として具体的に把握し

ているかどうか。把握しているとしたら、その内容をお答えいただきたい。

四 右記の質問に関連して、満十六歳以降の運転免許の取得は道路交通法に規定された国民の権利であり、その適法な行為を理由として、学校内ではあつても処分をすることは、生徒にいたずらな罪悪感をいだかせ、ひいては生徒の遵法精神を養う観点から重大な障害があるものと思われるが、その点について文部省としての見解をお答えいただきたい。

五 高校生による二輪車事故の多発を背景として、現在ほとんどの都道府県の高等学校で、生徒の原付を含む二輪車運転及び免許取得が規制され、地域によつては「三ない運動」と称する運動にまで発展していることは前述したが、警察庁による統計資料において確認した限りでは、十六・十八歳の免許保有者数にしても、二輪車及び十六・十九歳の交通事故死者数にしても、ほとんどこうした規制措置の効果が認められない。

文部省としては、こうした高等学校における二輪車の規制措置により生徒の交通事故が減少しているのかどうか、具体的な数字を把握しているかどうか答えていただきたい。

六 また、右記の質問に関連して、事故の減少として具体的な効果が認められない場合、高等学校におけるかかる規制措置を放置しておくつもりかどうか、具体的な方策を答えていただきたい。

七 現在、高校生の二輪車問題に関して、学校側と生徒側との間で、二件の訴訟が起こされていることは、去る四月一日の参議院予算委員会において指摘したところであるが、生徒が学校を訴えるなどということはよほどのことであり、信頼感の欠如を表す以外の何ものでもない。これについて、文部省としてどう対処するつもりなのか。

八 生徒の交通安全を将来的な観点から考えれば、二輪車その他の交通安全に関して具体的な教育を施す以外に道はないと思われる。単に規制するのでは、かえって生徒側の反発を招き、かくれ乗りや、無免許運転を誘発する結果を生みかねない。現に昭和五十二年以降、未成年者の無免許運転は増加する一方で、これが「三ない運動」の影響であるとするれば、ゆゆしき問題であるといわねばならない。

そこで、文部省当局として、今後、ことに高等学校の現場における交通安全教育の実施を具体的にどのように指導し、実現していくつもりであるのか、お答えいただきたい。

九 去る四月一日の、参議院予算委員会において、太田警察庁交通局長は、警察が学校、教育委員会に対し免許取得者名簿(以下「名簿」という)を閲覧させていることにつき「教育上の見地から、公益に属することがらであり、法律違反ではない旨の答弁を行った。

それに関連して、かかる名簿を閲覧する行為はいづれから、どの地域において行われているのか、具体的に示してほしい。

十 警察において名簿を学校、教育委員会に閲覧させたことにより、交通事故防止につき、どのような効果があったか具体的に示してほしい。

十一 交通事故防止あるいは教育上の見地から使用するという名目があるならば、その相手が誰であつても名簿を閲覧させているのか。

もし、そうでないとするならば、誰に対してならば閲覧させるのか。

もし、閲覧させる相手が限定される場合、学校及び教育委員会に対して、閲覧させる具体的な根拠は何か。

らに警察が深く関与する結果になつたことについて、当局としての見解を示してほしい。

また、かかる処分を行う学校または教育委員会に対し、今後名簿の閲覧を許可していくつもりであるのか。

十三 現在、高等学校の現場においては、いわゆる「三ない運動」など生徒の二輪車乗車に対する規制が行われているが、そのために交通事故件数の減少等の効果を確認しているか。確認しているならば、具体的に示してほしい。

十四 この数年、未成年者の無免許運転摘発件数が増加しているが、この中に高校生がどのくらい含まれているか、具体的に示してほしい。

また、無免許運転による死亡事故のうち高年生の占める数値はどうか。

また、それらの数値と前記「三ない運動」との関連について、当局としては、どのような見解ないし評価をしているのか。

十五 前記「三ない運動」等により、高校卒業後の年代に交通事故の集中する恐れがあると思うが、その点での統計数値と、それに対する当局の見解はどうか。

十六 この数年における交通事故の増加に対しては、警察当局としても種々の施策を講じているところであると思うが、ことに二輪車の事故防止については、「昭和六十年中における交通安全警察の運営」においても重点的な柱の一つとして取り上げられているところである。

二輪車の事故防止に関しては、若年者への対策が重要であると思うが、この点で特に高校生の年代である十六・十八歳の二輪車使用者に対して、今後どのような施策を講じていくつもりであるのか、具体的に示してほしい。

十七 大阪府等においては、前記「三ない運動」等に対する反省も生まれ、高校において、交通安全教育を実施する体制をととのえつつあるが、このような場合、警察に対して学校ならびに生徒等から実技も含めた講習の希望があつた場合、警察としてはどのように対応していくつもりであるのか。

合、警察としてはどのように対応していくつもりであるのか。

昭和六十年六月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員中村鋭一君提出高等学校における交通安全教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村鋭一君提出高等学校における交通安全教育に関する質問に対する答弁書

一について

文部省の委嘱により教員用の指導資料として財団法人日本交通安全教育普及協会が作成した「高等学校交通安全指導の手引」は、各都道府県教育委員会、各高等学校等に既に一万部が配布され、現在、更に増刷中である。また、このほかにも、交通安全教育に関する各種の指導資料が、各都道府県においてその実情に応じて作成されているところである。これらの指導資料は、教員の指導上の参考資料として相当活用されており、高等学校における交通安全指導のために効果を挙げていると考えている。

二について

昭和五十六年六月二十二日付けの文部省体育局長名による通知後の高等学校における交通安全教育の実態については、調査していないが、昭和六十年度に調査を行う予定である。

なお、文部省において承知している限りでは、特別活動のホームルームや学校行事等において年数回指導が行われているところが多いという状況であり、その指導の状況については必ずしも十分でないと考えている。

三について

生徒の免許取得及び二輪車又は自動車の運転

を禁止し、違反した生徒に対して懲戒を行つていいる高等学校があることは承知しているが、その全国的な実態については、把握していない。

四について

運転免許を取得するかどうかは、本来、生徒自身が保護者等とも相談しながら決めることではあるが、生徒が人身事故を起こす等悲惨な交通事故の経験を踏まえ、高等学校が、こうしたことを未然に防ぐために、生徒やその保護者の理解を求めながら、運転免許の取得を制限し、又は、それに違反した生徒に懲戒を加えることは、地域における現実的な対応の一つとして考えられるところである。

五について

文部省が昭和六十年三月に調査したところによれば、都道府県教育委員会、PTA、高等学校校長協会等の申合せ等により、全部又はほとんどの高等学校が二輪車の規制を実施しているのは、二十八府県である。これらの府県における高等学校の生徒の二輪車による交通事故について規制を実施する前年における死者数と昭和五十九年における死者数とを比較すると、死者数及び負傷者数が共に減少しているのは、十八県となつていいる。また、当該二十八府県を、昭和四十九年以前に規制を実施したもの、昭和五十年から昭和五十四年までの間に規制を実施したもの及び昭和五十五年以後に規制を実施したものに分け、その区分ごとに、生徒の二輪車による交通事故の死者数の合計数について、規制を実施する前年と昭和五十九年とを比較すると、それぞれ二十二パーセント、六十五パーセント及び三十三パーセント減少している。

六について

二輪車の運転に関する「三ない運動」のような規制措置は、高等学校、教育委員会、PTA等が生徒の悲惨な交通事故を未然に防ぐために運転免許の取得、二輪車の運転等を制限するもの

昭和六十年六月十九日 参議院會議録第二十一号 質問主意書及び答弁書

であり、地域における現実的な対応の一つとして考えられるところである。今後とも、このような規制措置の在り方を含め、交通安全教育の充実、交通環境の整備等交通事故の減少のための総合的な方策について、各都道府県の実情に応じた検討が行われることを期待しており、文部省においても、必要に応じ、交通安全の充実が図られるよう指導してまいりたい。

七について
懲戒を行う場合には、平素から、懲戒事由等につき本人を含む関係者の十分な理解を得よう努めるとともに、処分は、問題行動の程度のほか、当該生徒の性格、行動、心身の発達状況等に十分配慮して行うよう各都道府県教育委員会を通じて指導しているところである。しかし、御指摘の二つの事件については、本人や保護者の十分な理解が得られず訴訟に至つたことは遺憾である。今後とも、懲戒は十分な教育的配慮の下に行われるよう指導してまいりたい。

八について
高等学校における交通安全教育の推進を図るためには、教職員全員が交通安全教育の重要性について共通理解を深めるとともに、交通安全教育を年間の指導計画に明確に位置付け、適切な指導資料や教材を活用して指導を充実することが重要であると考えている。このため、交通安全教育に関する各種の研修会等を開催し、指導に当たる教員の資質の向上を図るとともに、交通安全教育に関する指導資料等の充実を図り、高等学校における交通安全教育の推進を図つてまいりたい。

九について
御指摘の名簿の閲覧等は、昭和五十一年から高知県で始められ、現在、千葉県、和歌山県、広島県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県の七県で行われていると承知している。

十について
名簿の閲覧による効果を確認することのでき

る資料は、得られていない。

十一及び十二について

名簿は、御指摘の名目があるからといって、だれにでも閲覧させるといふものではない。

現在高等学校又は教育委員会の要請により名簿を閲覧させている七県警察については、その要請の趣旨が交通安全教育等の学校教育上の目的に資するものであり、公益性が高いと認められることから、その必要性等を各県警察において具体的に判断の上、これに応じているものと承知している。高等学校又は教育委員会においても、その要請の趣旨に従い、必要な範囲内で、名簿を閲覧し、利用しているものと承知しており、今後とも、各県警察においては、このような方針で対処していくものと考えている。

十三について
「三ない運動」等による効果を確認することのできる資料は、得られていない。

なお、福岡県警察が同県内の高等学校について運転免許取得を全面的に禁止しているもの及びそれ以外のものに区分してそれぞれの昭和五十九年中の交通事故発生状況を調査したところ、別表一のとおりであつた。

十四について

高等学校の生徒に係る無免許運転取締り件数については、把握していないが、昭和五十七年から昭和五十九年までの間における無免許運転に係る死亡事故のうち生徒が第一当事者となつてゐるものは、別表二のとおりであつた。

なお、無免許運転取締り件数又は無免許運転による死亡事故件数と「三ない運動」等との関連については、確認することができない。

十五について

「三ない運動」等実施校の卒業生による交通事故発生件数については、把握していない。

十六について

若年の二輪車運転者に対しては、交通事故防止等のため、特に次の施策を重点施策として実

施しているが、今後ともその推進を図ることとしてゐる。

(一) 自動二輪車免許の新規取得者に対しては、白バイ隊員その他自動二輪車運転の知識及び技能に精通する者を講師として講習を実施する。

(二) 原動機付自転車免許取得者のための技能講習については、良好な講習環境及び十分な講習時間を確保する等その充実を努める。

(三) 更新講習及び処分者講習においては、二輪特別学級及び若年者特別学級の編成を促進し、きめ細かい指導により、安全運転態度の形成に努める。

十七について

警察においては、これまでも高等学校等と連携をとり、法令講習や安全運転実技指導等を実施してきたところであるが、今後、要望があれば、可能な限り、実技指導員の派遣、資料提供等により協力してまいりたい。

公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年五月二十五日
参議院議長 木村 睦男殿
久保 亘

公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問主意書
漁業補償契約について
昭和四十七年九月二十二日、水産庁漁政部長名で、「埋立事業等に伴う漁業補償契約の締結にあつては、組合は、関係する組合員全員の同意をとつて臨むよう、あわせて指導された」との文書が出されている。

この文書に関して、

八二八

1 「関係する組合員」とは何か。共同漁業権(埋立予定海域に存するもの)の関係地区(漁業法第十一条)に住所を有する組合員、と解してよい。

2 関係地区に住所を有する非組合員の漁民(以下「関係非組合員」という)も補償金の配分にあずかるが、補償契約の締結にあつて、補償交渉委員会等は、関係非組合員の同意を、とる必要があると思ふがどうか。

2 前記文書が出されて以後、漁業補償契約の締結にあつて、関係する組合員および関係非組合員(以下、両者を合せて「関係漁民」という)の全員の同意はとられてきたか。

4 質問3に関連して、補償金を受領すること

は、補償契約に同意をしたに等しいとみなした場合、前記文書が出されて以後、関係漁民全員の同意はとられてきたか。

5 前記文書が出される以前、すなわち昭和四十七年九月以前には、補償契約の締結ないし、補償金受領までには、関係漁民全員の同意はとられてきたか。

6 補償金の受領までには、関係漁民全員の同意が得られなかつた埋立計画の事例はないか。あるとすれば、その件名をすべて示されたい。

二 総会決議について

1 近年、埋立計画にたいして漁協の総会決議があげられているようであるが、総会決議があげられるようになったのは、いつ頃からか。また、一部のケースではなく、埋立計画を認めるにあつて必ず総会決議があげられるようになったのは、いつ頃からか。

2 埋立計画に対する総会決議は、いかなる議案で議決されているか。次の①④の議案で議決されることがあるか、それぞれについて答えられたい。また、①④以外の議案で議決されることがあるか。あるとすれば、その議案も示されたい。

- ① 埋立への同意
- ② 補償契約への同意
- ③ 漁業権の一部放棄(一部喪失)又は全面放棄(全喪失)
- ④ 漁業権の変更

①「埋立への同意」が、漁協総会で議決された場合、共同漁業権は、その決議によつて一部消滅するの。

④「埋立計画」に対して、「共同漁業権の一部放棄」が、漁協総会で議決された場合、共同漁業権は、その決議によつて一部消滅するの。

右質問する。

昭和六十年六月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員久保君提出公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員久保君提出公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならびに総会決議に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

(一) 御指摘の箇所は、漁業権の放棄又は変更の手続に関する通達のおおき部分であるが、同通達にこのおおき部分を付したのには、漁業補償の実態上漁業協同組合が補償交渉の当事者となることが多いことにかんがみ、漁業補償の手続が漁業権の得喪、変更の手続と混同されることなく、また、漁業協同組合の運営に支障を生ずることなく円滑に実施されることを期待したものである。

(二) 御質問の「関係する組合員」とは、埋立事業等により影響を受けることになる組合員をい、具体的には、当該事業の内容及び漁業の実態を踏まえ、各事例に即して判断すべきものと考へる。

なお、前記通達においては、非組合員である漁民の同意の要否については言及していない。

一の3から6までについて

御質問の点については、当事者間の問題である漁業補償における被補償者側内部の問題であり、政府として必ずしも承知し得るところではないが、国営高浜入干拓建設事業については、同事業に反対し、漁業補償に同意しない者がいた事実は承知している。なお、同事業については、茨城県知事から、地元市町村の意向を踏まえ、事業を中止し干拓予定水域を他の用途に利用したい旨の要望があり、国として諸般の事情を考慮して廃止したものである。

二の1について

公有水面の埋立に同意する同意により水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第四十八条第一項第九号又は第十号に規定する漁業権の変更等をもちこたうことになる場合には、当該同意の決定には、同法第五十条の総会の特別決議が必要とされている。

二の2について

公有水面の埋立に同意に係る総会の議決の議案の形式について特段の調査は行っていないが、「埋立への同意」という議案の形式で議決されている事例があることは承知している。

二の3について

御指摘の「埋立への同意」は、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四条第三項第一号の同意を指すものと考えられるが、これにより直ちに共同漁業権が消滅するものではない。

二の4について

漁業権を変更しようとするときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁業協同組合の総会で「共同漁業権の一部放棄」が議決されたとしても、そのこと

により漁業権が当然に変更されるものではない。

飼料価格と飼料の安定供給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年五月三十日

参議院議長 木村 睦男殿

小笠原貞子

意書

酪農・畜産農家の経営安定と酪農畜産業の発展のために、生産費の相当部分を占める購入配合飼料の価格安定と引下げは、欠かせない重要課題となつていく。

例えば酪農経営をみると、生産者保証乳価は昭和五十二年度八十八円八十七銭、それが五十九年度九十四円七銭で、わずかに一円二十銭(二・四%)のアップにすぎないのに、他方で、配合飼料価格(乳牛用)は、五十二年当時トナリ五万六千円が昨年で七万四千と、二十五%もアップし、これが生産費を大きく引き上げ、農家経営を圧迫している。

去る四月一日参議院予算委員会では、私は、国の種畜牧場では一般農家より、トナリ二万円も安く飼料を購入している事実をあげ、農家により安く供給するよう対策を要求したが、飼料供給安定に果たす政府の役割にかんがみ、強力な対策が求められている。

以下、具体的な点について質問する。

一 エサ価格の地域格差

北海道は日本の食糧基地ともいわれているが、生産農家から「北海道のエサ価格は割高だ」の声がよせられている。各県農協連に聴き取り調査したところ、別表のように北海道の場合ト

ン当たり数千円ほど割高になつていく。政府としてこの事実を承知しているか。事実なら、その原因はどこにあると考へているのか。

また、農林水産省として、「飼料月報」等で飼料の流通・価格等について公表しているが、地域別の価格をも公表する考へはないか。

二 飼料流通合理化とメリット還元

近年全国的に、大型飼料コンビナート基地がつくられ、本船のはいる港湾と直結する大型サイロによつて原料運賃が低減され、新工場による製造原価の縮減、製品運搬送距離も近くなるなど、エサ価格を引下げる条件も拡大している。

(1) 飼料飼料コンビナート

背後に道東酪農の一大需要地を抱え、原料の積出し地の北米に最も近いという地の利を生かして、釧路市西港で飼料基地整備が進められている。ホクレンくみあい飼料釧路西港工場建設の総事業費五十五億円のうち、国と道の利子補給を受ける農業近代化資金四十四億円の融資を受けており、商社系飼料飼料の場合も北海道東北開発公庫の低利融資を受けている。国民食糧の安定供給と北海道開発に貢献すべく公的資金の援助を受ける際、それぞれの事業主体における投資効果とメリットの内容を明らかにされたい。

(2) メリットの試算

農林水産省の流通飼料課長は月刊誌「飼料」(一九八三年二月号)で、八戸コンビナートを例に「トナリ数千円安く供給しうる。」と報告している。飼料の場合、生産・流通の合理化によるメリットは少なくとも、①主原料の本船からの直接搬入(トナリ約三千円)、②新工場による製造コストの減少(生産能力、機械設備などについて「配合飼料産業報告書」より試算千二、千円)、③製品搬送の短縮(北見・苫小牧方面から飼料運搬減、苫小牧港から道東への原料運搬減、約二千

八三〇

(3) メリットの還元

には昨年七月と今年一月に計千二百円のエサ価格引下げが行われ、北海道では一部先取り値下げが行われたものの値下げ幅は全国同様すぎず、これでは昨秋操業開始した農協系統飼料価格のメリットの生産者還元はあまりにも微少である。政府として、メリットの農民への還元、さらに食糧の安定供給に資するよう、十分な指導をすべきではないか。

自家配合飼料原料の安定供給に関する取扱いについての農林次官通達（昭和五十一年三月二十七日）が出されて以降、自家配合の原料となる、いわゆるとうもろこし主体の混合飼料は三倍近くにふえた。

しかし、配合飼料には適用される飼料価格安定基金が単体飼料には適用されない。だから、単体飼料が少しでも高くなると農家は使えない。

四 配合内容の公表

使えるようにするためには、配合内容を公開する
 ことが必要である。そうすれば、家畜の性能
 や経営目標に応じて飼養体系や経営の改善をは
 かることができるのではないか。配合内容の公
 表を指導すべきと思うがどうか。

日本の畜産の安定的発展のためには、飼料穀物の大部分を外国に依存している状態を改善し、自給飼料基盤の拡大強化が求められている。北海道においても、乳価の実質据置きに対して、泌乳量をあげて対応しようとすることから、濃厚飼料多給型になりつつある。北海道の飼料資源を生かした酪農経営の確立を含めた飼料自給率の総合的計画の向上を、積極的にはかるべきではないか。

右質問する。

各道県経済連の各単位農協への卸価格(トン当たり)

1985年1月現在

豚用 (肥育用)	北海道 63,450円 (エウヅラ・シユ)	群馬県 59,850円 (ニ)	山梨県 61,950円 (ニ)	長野県 61,800円 (肉豚用・シユ)
-------------	-----------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------

乳牛用	(タソバシタ質) 16% } 61,250 61,750 (タソバシタ質) 18% } 62,250 63,350	57,600 (乳牛用15号)	(≧ 57,300)	58,450 (乳牛用17号)	(≧ 61,150)
肉牛用	(ビーフミックス) 57,600 (ビーフベース) 59,100 (ビーフ後期) 61,550 (和牛肥育) 63,200	51,600 56,100 56,750 57,850	55,300 57,050 57,400	(肉牛肥育) 56,750 56,700 (キングビーフ) 56,750	(≧ 58,250) (≧ 64,050)
成鶏	66,600 (178号マツシユ)	58,800 (17ハイマツシユ) 62,100 (レイヤ-17)	59,550 (セレクタ) 63,900 (ハーフレイヤ-17) 177)	(≧ 58,250) (≧ 64,050)	

昭和六十年六月十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員小笠原貞子君提出飼料価格と飼料の安定供給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出飼料価格と飼料の安定供給に関する質問に対する答弁書

配合飼料について、その価格を正確に把握し、これを地域別に比較し、公表することは、

困難である。北海道の場合、地理的条件等により、他地域と比較して流通経費が割高である等の経費の増加要因があるものと考えられる。

二について

(1)及び(2) 銅路西港の埋立地における大型飼料工場の新設により、輸送経費及び製造経費の低減等が図られるものと考えられるが、これを具体的に試算することは、各種の要素が複雑に絡むため困難である。

(3) 配合飼料価格は、自由競争の下で飼料メーカーと畜産農家との間で自主的に決定されているところであるが、大型飼料工場の新設等

による生産・流通の合理化が進んだ場合には、販売競争等を通じて配合飼料価格にその影響が及ぶものと考えられる。

三について

混合飼料及び単体飼料を配合飼料価格安定基金制度の対象とすることは、価格差補てんの基準となる価格水準を把握することが技術的に難しい等の事情があることから困難である。

四について

配合飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の規定に基づき、栄養成分量、原材料の区分別配合割合等について表示させているところである。

五について

飼料自給率の向上については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）の規定に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即して、草地開発事業の実施、既耕地における飼料作物の作付け拡大等について総合的かつ積極的な推進を図っているところである。

北海道米作をはじめ、当面する米作問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月一日

小笠原貞子

参議院議長 木村 睦男殿

北海道米作をはじめ、当面する米作問題に関する質問主意書

いま、北海道の米作とその農家経営は、長年の自民党政府の農政のもとで、重大な困難に直面している。

生産資材の上昇のもとでの七年連続の実質米価の据置き、水田面積の五割におよぶ減反のおしつけ、転作奨励金の削減等に、あいつく冷害害も加わつて、政府自身が、「農家総所得をみると五十四年度以降は五十三年度の水準に達せず、農家経済は悪化傾向にある」（農林水産大臣官房北海道農業対策室「北海道農業の現状」昭和五十九年五月）と指摘しているほどである。

米作農家の経営悪化は、農家負債を急増させ、一戸平均で一〇七八万円（北信連調査、昭和五十九年末）となり、ほとんどの農協で高額負債農家が組合員の二割前後を占めるに至っている。

また、米作減反面積の傾斜配分に見合つて、北海道に多く割り当てられた他用途利用米は、農民に生産費を大幅に下回る低米価を強いるなど、生産現場にさまざまな混乱と犠牲をもたらし、北海道における米作の条件を厳しいものとしている。

加えて、昨年の日米諮問委員会による、将来はコメをやめて野菜、草花をつくればいいとする提言や、米国からの「穀物一千万トン輸入」要求、中曽根首相の「農業は聖域でない」との発言などは、農民の間に「やがて米も自由化されるのでは」との不安を強め、わが国農業の発展可能性を著しく狭いものにしていく。

米作は、北海道農業の基幹作物であり、その行方は、北海道農業ひいては北海道経済全体をも大きく左右するものである。厳しい状況の中にある

北海道の米作と農家の経営を守り発展させる立場から、以下具体的に質問する。

一 農産物輸入の拡大阻止

市場開放の名による農産物の輸入拡大は、畑作農家はもとより、転作の途もたぎし、米作農業を含め北海道農業全体に重大な打撃を与えずにはおかない。農産物の輸入拡大は、今後いつさいやめるべきだと考えるが、どうか。

また、昨年の日米諮問委員会の提言を含めて考えると、米国のわが国に対する農畜産物輸入自由化枠拡大のねらいの一つに「コメ」があると見ざるをえない。国民の主食であり、国内生産で十分まかなえる米は今後いつさい輸入しないという確固たる方針を明言すべきであると思うがどうか。

二 ゆとりある米需給計画

米の単年度均衡方式は、昨年の韓国米輸入にみられるように、米の安定需給をあやうくするものであることは明らかである。国民主食である米の網わたりの需給操作をやめ、豊凶変動がさけられない米の生産実態に即して、加工用・備蓄用を含めた、ゆとりある米需給計画を確立し、減反を大幅に緩和すべきではないか。

三 北海道米作の位置づけ

北海道農業は、水田面積の半分近くに達する過大な「減反・転作」という極端な傾斜配分を受け、輸入拡大ともあいまつて、もう一つの柱である一般畑作物の「過剰」をもたらし、その畑作物も作付制限をひきおこしている。今後、このような北海道農業を破壊するやり方を改め、こうした傾斜配分を是正し、北海道の米作農家が安心して営農を続けられるようにすべきである

と考えるが、北海道の米作をどう位置づけているのか。

四 他用途利用米について

(1) 他用途利用米の廃止

他用途利用米制度は、その目的とする加工原料米の確保や不作時の主食転用のため、本来「食糧法」に基づき政府の米穀需給計画において処理すべきものであり、政府買入価格はもとより、生産費以下の価格を生産者におしつけるのは極めて不当であり、廃止すべきものとする。政府はこれを恒常的なものと考えているのか、それとも水田利用再編第三期対策限りの暫定的措置と考えているのか。

(2) 他用途利用米の作付け

(4) 農家の自主選択

他用途利用米の作付けは、あくまで転作の内数となつており、農家の自主選択によるものとされているが、どうなのか。

(4) ペナルティや強制の中止

北海道のいくつかの市町村では、あたかも他用途利用米の目標未達成によつて限度数量配分の上でペナルティをかけるとか、水田利用再編第三期対策後の差別も当然であるかのような指示が行われている。これらを政府は承認しているのか。また、それは制度上正しいと考えているのか。

(3) 指導の徹底

農林水産省の要綱にある「農家の自主選択」性をおかす、他用途利用米の「強制」を改めさせ、要綱の趣旨が徹底されるよう指導すべきではないか。

五 ひきあう米価の実現

(1) 「米価引下げ論」について

全国農協中央会の要求米価も六月五日に決められ、いよいよ本格的な米価シーズンに入っていく。日米欧委員会なる組織が本年一月に「支持米価の引下げ」提言を行い、これに対し、佐藤農相は四月二十三日の記者会見で、「重大に受けとめてみたい」とのべている。また、政府部内にも同様の主張が強まっているという報道もなされている。こうした米価引下げ論に対して、政府はどう認識し、対処しようとしているのか。

(2) ひきあう米価の実現

農林水産省などの政府統計によっても、平均生産費でみても、昭和五十四年度以降、生産者米価は第二次生産費を下回り、家族労働報酬も農村雇用賃金を大幅に下回っている。この事実をどう考えるのか、こうした米価決定を正常なものと考えているのか。

昭和六十年度の生産者米価の決定にあたって、農民の米作労働をつぐない、再生産が保障されるためにも、生産者米価を引き上げるべきと思うが、その基本的考え方はどうか。

(3) 生産資材の引下げ

米の第二次生産費(十アール当たり)はこの十八年間で四・七倍になつたが、肥料費・農機具費は六・四倍にはねあがり、生産費に占める割合は大きくアップし、これが米作経営悪化の原因ともなっている。とりわけ北海道に多い、資本装備の大きい大型水田農家にとってその影響は大きい。米作経営と米価を安定させるためには、これら生産資材の値上げ

ストップ・引下げに本格的に取り組むべきではないか。

六 米作農家の負債対策

昨年北海道米作は、作況指数一一四という豊作年となつたが、逆に一戸平均負債は増加する状況すら生まれている。例えば、近代化路線規模拡大を積極的に進めてきた西当別農協をみても、昨年の場合でも農家経済余剰がマイナスとなり、なかでも返済利息、元金、租税公課が急増している。また、北農中央会が昨年七月にまとめた調査によつても、米作農家負債の大きな要因として、全国一の「転作・減反」をあげている。今や負債対策は、北海道米作にとつて緊急、重要な課題となつている。

(1) 酪農などの負債対策

私は去る四月一日の参議院予算委員会で、畑作問題で同様の質疑をしたが、水田農家に對しても、酪農のみならず、より抜本的対策をとることが、北海道米作発展に責任をおうためには不可欠と考えるがどうか。

(2) 当面する具体策

現在、公庫資金等政府関係資金が経営の良・不良を問わず優先的に返済され、それが借換えによる農協プロパー資金と短期高利負債となつたうえに固定化されるため、経営がひつ迫する例が多い。政府の政策上の責任で、返済が困難になつている公庫資金等の返済については、経営再建の見通しが立つまで償還を棚上げ(利子を含めて)する措置をとるべきではないか。

(3) 規模縮小の際の免税

規模拡大投資が経営圧迫要因になつている

農家が、経営再建のため農地等を一部処分する場合の免税措置の拡大を再検討する必要があると思うが、どうか。

確保と三度の過剰の発生防止との両面に配慮しつつ、計画的な在庫増しを行うこととしていくところである。

三について

昭和六十年六月十八日
内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿
参議院議員小笠原貞子君提出北海道米作をはじめ、当面する米作問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

北海道農業は、豊富な土地資源を背景に、水田作、畑作、酪農、肉用牛生産を主要な柱として、規模が大きく生産性の高い農業経営を展開してきているところであり、今後とも、国民食料の安定供給に大きな役割を果たすものと考えている。

参議院議員小笠原貞子君提出北海道米作をはじめ、当面する米作問題に関する質問に對する答弁書
一について
農産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要であると考えている。

なお、水田利用再編対策については、全国の農業者の理解と協力の下に、地域の特性に応じた農業生産構造の確立を図る方向で推進してきているところであり、転作等目標面積の配分に当たつても、地域の特性、産米の品質、自給力向上の必要性の高い作物への転作の可能性等を総合的に勘案して行つていくところである。

四(1)について

他用途利用米は、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄うとの観点に立ち、生産者と実需者との自主的な取組を前提として需要に見合った価格で供給するという趣旨で、水田利用再編第三期対策の一環として導入したものであり、今後とも、その定着を図つていく必要があると考えている。

他用途利用米の稲を作付けするか、他の転作物を作付けするかは、生産者の選択にゆだねられているところであるが、他用途利用米の生産は、水田の有効利用に資するとともに、稲作の生産性の向上に寄与するなど、今後の農政の展開に当たつて重要な意義を有するものと考えら

四(2)及び(3)について

米の需給を均衡させるとともに、農産物の総合的な自給力の向上を図るため、水田利用再編第三期対策を実施しているところであり、同対策において、不測の事態に備えて適正な水準の在庫を保有しておくため、ゆとりある米管理の

米の需給を均衡させるとともに、農産物の総合的な自給力の向上を図るため、水田利用再編第三期対策を実施しているところであり、同対策において、不測の事態に備えて適正な水準の在庫を保有しておくため、ゆとりある米管理の

れ、また、一定量の加工原材料用米の需要に必ず必要があるので、生産者にその趣旨を理解していただき、関係者が一体となつてその定着に努めることが重要であると考えている。

五の(1)及び(2)について

米の政府買入価格については、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の規定に基づき、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し米の再生産を確保することを旨として、米価審議会の意見を聴き、適正に決定してきているところであり、今後とも、適正に決定していく考えである。

五の(3)について

稲作経営の安定を図るためには、経営規模の拡大等による生産性の向上、農業生産資材費の安定等を図ることが重要である。

最近における農業機械、肥料等の価格は、落ち着いた動きを示しているが、今後とも、適正な価格が設定されるよう関係業界を指導してまいりたい。

六の(1)及び(2)について

北海道の稲作農家の経営は、昭和五十五年、五十六年及び五十八年の冷害により少なからぬ影響を受けたものの、負債の内容、預貯金の実態等からみて他作目経営農家の経営と比較して殊更悪化しているとは言いがたく、また、昨年の豊作によりかなり改善された面もみられるので、北海道の稲作農家について特別の負債対策を講ずることは考えていない。

なお、政府関係資金については、原則として返済計画に基づいて返済されるべきものであるが、災害その他の特別な事由により元利金の支

払が困難であると認められる場合には、経営の実情に応じ償還猶予等の措置をとることができるとなっている。

六の(3)について

譲渡所得に対する課税は、資産の所有期間中に生じた値上がり益を対象とするものであり、その性格上、経営再建を目的とする資産の譲渡であることに着目して税制上特別の措置を講ずることは困難である。

第十九号中正誤

ベシ 段行

誤

正

六七 四から終わり

繰り越し

繰り越し

六八 三から終わり

安易

容易

六九 二から終わり

速やか

速やか

第二十号中正誤

ベシ 段行

誤

正

七七 三から終わり

きました。

きました。

七八 二から終わり

持続的

持続的

七九 三から終わり

重大性は

重大性を

昭和六十年六月十九日 参議院会議録第二十一号

八三四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二二(大代)
〒105

定価
二二〇円部